

周防大島町告示第85号

平成27年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成27年12月3日

周防大島町長 椎木 巧

- 1 期 日 平成27年12月10日
 - 2 場 所 大島庁舎議場
-

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	広田 清晴君
久保 雅己君	中本 博明君
魚原 満晴君	松井 岑雄君
平野 和生君	吉田 芳春君
濱本 康裕君	新山 玄雄君
小田 貞利君	尾元 武君
荒川 政義君	

○12月17日に応招した議員

今元 直寛君

○応招しなかった議員

平成27年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成27年12月10日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成27年12月10日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約、法第180条関係)
- 日程第7 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第10号 字の区域の変更について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町印鑑条例等の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第24 議案第18号 周防大島町林野条例の一部改正について

- 日程第25 議案第19号 周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第26 議案第20号 分収造林契約の変更について
- 日程第27 議案第21号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第28 議案第22号 周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第23号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第24号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第7 議案第1号 平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第2号 平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第3号 平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第4号 平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第5号 平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第6号 平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第7号 平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第8号 平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第9号 平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第10号 字の区域の変更について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町印鑑条例等の一部改正について

- 日程第20 議案第14号 周防大島町税条例の一部改正について
日程第21 議案第15号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第22 議案第16号 周防大島町介護保険条例の一部改正について
日程第23 議案第17号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
日程第24 議案第18号 周防大島町林野条例の一部改正について
日程第25 議案第19号 周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正について
日程第26 議案第20号 分収造林契約の変更について
日程第27 議案第21号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第28 議案第22号 周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について
日程第29 議案第23号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
日程第30 議案第24号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について

出席議員（15名）

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 久保 雅己君	6番 中本 博明君
7番 魚原 満晴君	9番 松井 岑雄君
10番 平野 和生君	11番 吉田 芳春君
12番 濱本 康裕君	13番 新山 玄雄君
14番 小田 貞利君	15番 尾元 武君
16番 荒川 政義君	

欠席議員（1名）

8番 今元 直寛君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 中村 和江君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	椎木 巧君	代表監査委員	……………	西本 克也君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
公営企業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	奈良元正昭君
産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	松本 康男君
環境生活部長	……………	佐川 浩二君	久賀総合支所長	……………	松田 博君
大島総合支所長	……………	佐本 洋二君	東和総合支所長	……………	迎 智可志君
橘総合支所長	……………	青木 一郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	佐々木義光君	財政課長	……………	中村 満男君
学校教育課長	……………	平原 俊一君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成27年第4回周防大島町議会定例会を開会します。

今元直寛議員から欠席の通告を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、吉田芳春議員、12番、濱本康裕議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る12月3日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月17日までの8日間としたいと思

います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月17日までの8日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年9月以降本日までに、議会に提出されております文書について御報告をいたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）及び定期監査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望について、2件受理しております。議会運営委員会でお諮りいただき、陳情・要望第28号「平成28年度市町予算編成に際しての商工会助成について（要望）」は、議員配布として既にお手元にお届けしております。また、陳情・要望第29号「周防大島町議会議員定数の検討にあたり、削減ありきではない真摯な議論及び検討内容等の住民への十分な説明を求める要望書」については、全員協議会で協議いただくことにしております。

続いて、系統議長会関係について、10月2日、山口県町議会議長会臨時会が開催され、役員の変更が行われました。会長に平生町議会の福田議長さん、副会長に阿武町議会の田中議長さんが選任されました。

11月6日、山口県町議会議長会11月定例会が開催され、平成28年事業計画等について協議がなされ、議決されました。

11月10日、第34回離島振興市町村議会議長全国大会が開催され、「離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議」など特別決議2件、14項目の要望が議決されました。

翌11日には第59回町村議会議長全国大会が開催され、「東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議」など特別決議6件、25項目の要望が議決されました。

続いて、研修について、9月29日、山口セントコアにおきまして、自治研修会が開催され、常任委員長さんを初め、4名の議員さんが出席されております。

続いて、町人会関係について、9月27日の近畿東和会へ新山議員が、10月18日の東京東和町人会へ田中議員さんと小田議員さんが、11月15日、近畿大島会へ松井議員さんが、11月17日の東京大島郡人会へ久保議員さんと平野議員さんと尾元議員さんがそれぞれ出席をいたしました。それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の輪を広め、語らいの中か

ら、ふるさとに対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、島を守る我々の責任の重大さを肝に銘じたことと存じます。関係議員の皆さん、大変お疲れさまでございました。

また、今後、東京久賀倶楽部、東京たちばな会、関西橋町人会が予定されており、この件につきましては議員派遣として御議決をいただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、議案の説明に入ります。

町長から議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。本日は、平成27年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、専決処分報告2件、補正予算に関するもの9件、字の区域の変更1件、条例の制定について2件、条例の一部改正について7件、財産の一部の無償譲渡に係る契約変更、過疎地域自立促進計画の変更、指定管理者の指定3件の合計26件であります。

報告第1号及び報告第2号は、契約の変更について、それぞれ専決処分により処理をいたしましたことを議会に報告するものであります。

議案第1号は、平成27年度一般会計補正予算（第3号）であります。

既定の予算に1億5,964万3,000円を追加し、予算の総額を149億9,643万7,000円とするものでございます。

議案第2号は、平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に7,757万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を40億9,856万3,000円とするものでございます。

議案第3号は、平成27年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算から16万3,000円を減額し、補正後の予算の総額を4億2,228万7,000円とするものでございます。

議案第4号は、平成27年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

保険事業勘定の既定の予算から796万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を34億

8,076万6,000円とするものでございます。

議案第5号は、平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に3,661万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を9億1,342万9,000円とするものでございます。

議案第6号は、平成27年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に350万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を5億6,903万7,000円とするものでございます。

議案第7号は、平成27年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算から261万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を3億3,840万7,000円とするものでございます。

議案第8号は、平成27年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算に103万円を追加し、補正後の予算の総額を3,604万9,000円とするものでございます。

議案第9号は、平成27年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算から15万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を9,477万7,000円とするものでございます。

議案第10号字の区域の変更についてでございますが、県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業に関連し、畑能庄地区の字の区域の変更について、議会の御議決を求めるものでございます。

議案第11号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例は、平成28年1月1日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、これが施行されることに伴い、個人番号の利用に関して条例を制定するものでございます。

議案第12号周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定は、いじめ防止対策推進法が制定されたことに伴い、いじめ対策に係る組織の設置について必要な事項を定めるものであります。

議案第13号周防大島町印鑑条例等の一部改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人登録法が廃止されたことに伴い、関係条例を改正するものであります。

議案第14号周防大島町税条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日

にそれぞれ公布され、一部を除いて平成28年1月1日以降に施行されることに伴い、周防大島町税条例の一部を改正するものであります。

議案第15号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成28年1月1日に施行されること等に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第16号周防大島町介護保険条例の一部改正も、いわゆるマイナンバー法に対応するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第17号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正は、開閉栓手数料を廃止しようとするものであります。

議案第18号周防大島町林野条例の一部改正は、公益財団法人やまぐち農林振興公社が行っております分収造林事業の分収割合について変更しようとするものであります。

議案第19号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正は、基金を充当できる事業について、ちびっ子医療費助成事業に中学生医療費助成事業を加えるものであります。

議案第20号分収造林契約の変更は、議案第18号に関連し、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約を締結している町有林20.99ヘクタールに係る分収割合を変更することに伴い、収益分収権及び造林木の共有持ち分の一部を同法人へ譲与することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号から24号までの3議案は、指定管理者の指定についてであります。

議案第22号は、周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館について、議案第23号は、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等について、議案第24号は、周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村について、それぞれ指定管理者の指定についてお諮りをするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で議案の説明が終わりました。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号工事請負変更契約の締結についての専決処分の報告から、日程第6、報告第2号物品売買変更契約の締結についての専決処分の報告までについて、執行部の報告を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 報告第1号及び第2号について御報告をいたします。

いずれも変更契約の締結について、専決処分により処理をいたしましたので、これを報告するものでございます。

まず、報告第1号は、平成27年度志佐漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の専決処分についてでございます。

本工事は、離岸堤の基礎工事を目的として、本年9月にユタカ工業株式会社と請負契約を締結し、実施してまいりましたが、工事を施工する離岸堤の基礎部分における鋼矢板打設において、支持基盤となるかたい地盤が想定より高い位置にあったため、当初設計より短い打設となりました。

このため、矢板打設後に上面に露出した矢板13枚分の切断・処分が必要となり、施工内容を変更いたしました。

これにより、原契約の工事請負金額5,756万4,000円に168万2,640円を増額した5,924万6,640円とする請負変更契約を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり、平成27年11月26日付で専決処分により処理をしたものでございます。

続いて、報告第2号は、平成27年度周防大島町立中学校情報通信機器備品購入の物品売買変更契約の締結について、専決処分により処理をしたものでございます。

平成27年度周防大島町立中学校情報通信機器備品購入につきましては、有限会社ふくやと物品売買契約を締結し、今月中旬には引き取りの予定でございます。

このたび、情島中学校を除く中学校4校において、タブレット端末を設置するに当たり、職員室に設置されている既設のルーターでは、全てのタブレット端末を同時にネットワーク回線に接続した場合に容量が不足することが判明し、大容量のルーターに取りかえるため、物品の売買代金においてルーター4台分の購入費の増額が必要となりました。

このため、原契約1,544万4,000円に17万7,120円を増額した1,562万1,120円とする物品売買代金の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものでございます。

以上、2件について御報告申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第7. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をいたします。

一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に1億5,964万3,000円を追加し、予算の総額を149億9,643万7,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の補正を、第3条において地方債の補正を行うものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

13ページをお開き願います。

歳入の13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金の確定による追加計上を、また障害福祉費負担金は歳出に連動し、障害者自立支援給付費負担金及び育成医療給付費負担金をそれぞれ追加計上するものでございます。児童福祉費負担金は、保育士等処遇改善臨時特例事業及び延長保育促進事業に係る補助金が種別変更になったことによる組み替えを行うものでございます。

2目衛生費国庫負担金は、歳出額の増額に伴い、未熟児養育医療負担金を追加計上しております。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、再編交付金の限度額の確定による追加計上をするるとともに、歳出においては充当額の調整を行っております。

2目民生費国庫補助金は、障害福祉費補助金において、歳出額の増額に伴う地域生活支援事業補助金の追加計上を、児童福祉費補助金においては、負担金と同様、補助金種別の変更に対応するため、予算の組み替えを行うものでございます。

14ページ、14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、国庫負担金と同様に、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金を、障害福祉費負担金において障害者自立支援給付費負担金及び育成医療給付費負担金をそれぞれ追加計上するとともに、児童福祉費負担金において組み替えを行うものでございます。

2目衛生費県負担金についても、国庫負担金と同様に、未熟児養育医療負担金を追加計上するものでございます。

2項県補助金1目総務管理費補助金は、サテライトオフィス誘致に伴う旧和田小学校校舎改修に係る経費に対する中山間地域ビジネスづくり補助金500万円を新規に計上するものでございます。

2目民生費県補助金は、社会福祉費補助金において交付額の確定による国保負担軽減対策費助成事業補助金の減額計上を、障害福祉費補助金では、事業費の増額に伴う地域生活支援事業補助金の追加計上を、児童福祉費補助金では、国庫補助金と同様に、補助金種別の変更に対応する組み替えを行うものでございます。

15ページ、4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において、事業量の増加に伴い、新規就農資金利子補給金及び機構集積協力金交付事業補助金を追加計上するとともに、補助金名称が変更となったことに伴い、需要対応型産地育成事業補助金を農業経営体質強化事業補助金に組み替えるものでございます。

3項県委託金1目総務費県委託金は、県議会議員選挙委託金について、確定による減額を行うものでございます。

15款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入は、昨年10月に募集をいたしました町有施設の屋根及び土地を活用した太陽光発電システム運営事業について、本年度分の貸付料が確定いたしましたので、これを計上するものでございます。

16ページ、16款寄附金は、ふるさと寄附金について、これまでの実績を考慮し、200万円を追加計上するものでございます。

17款繰入金は、財政調整基金を1億2,462万8,000円取り崩し、財源調整を行っております。

19款諸収入は、片添ヶ浜施設使用料について、これまでの実績から400万円追加計上を、事業費増に伴う未熟児養育医療一部自己負担金14万5,000円をそれぞれ追加計上するものでございます。

20款町債は、消防設備整備事業について、過疎対策事業債から緊急防災・減債事業債に組み替えを行うものでございます。

続いて、歳出について御説明をいたします。

今回は一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費の調整等を行っており、その総額は、一般会計において3,222万3,000円、漁業集落排水事業特別会計及び公営企業局企業会計を除く特別会計において140万8,000円の減額となっております。

それでは、職員人件費以外の主なものについて御説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費、議会運営経費は、各常任委員会視察研修の行程変更に伴う旅費の追加計上でございます。

19ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、行政一般経費は、議会運営経費と同

様に旅費を追加計上するとともに、東日本大震災により被災し、福島県いわき市の仮設住宅で生活を送られている方々を引き続き応援するため、特産品のみかんをお送りする経費を計上するものでございます。

5目財産管理費、基金管理経費は、次年度以降の中学生医療費助成事業に充てるためちびっ子医療費助成事業基金への積立金2,520万円を計上するものでございます。なお、財源につきましては、漁港管理費陸開整備事業等の入札減を考慮し、事業費調整を行った上で、これまでのちびっ子医療費助成事業基金と同様に再編交付金を充当することとしております。

6目企画費は、企画一般経費において、今年度から新たに広島広域都市圏連絡会議に参画しており、今後不足が見込まれる旅費及び有料道路通行料を、20ページ、ふるさと応援事業では、ふるさと寄附金の状況を考慮して、これに対応するため、報償費及び積立金を追加計上するものでございます。企業誘致対策事業は、工事請負費2,000万円の新規計上でございます。これは、さきの臨時議会において行政報告をさせていただきましたとおり、旧和田小学校校舎に企業誘致として株式会社ビジコムのサテライトオフィスの誘致を進めており、県の中山間地域ビジネスづくり補助金を受け、施設改修等を行う経費を新規に計上するものでございます。

7目支所及び出張所費は、各支所経費において、地域要望に対応するための工事請負費を追加計上するとともに、油田出張所経費から白木出張所経費は、単価改定による非常勤嘱託職員報酬の不足見込み額を、日良居出張所経費は、雨漏りに係る修繕費をそれぞれ計上するものでございます。

22ページの4項選挙費2目県議会議員選挙経費は、事業費の確定により、歳入予算とともに減額し、調整を行うものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費では、障害福祉一般経費において、平成25年度障害者医療費負担金の過誤調整による償還金37万2,000円を計上するとともに、障害者自立支援給付費事業から育成医療事業においては、今後の事業量の見込みによる調整を行うものでございます。

25ページ、4目国民年金費、国民年金一般経費は、年金受給者に関する移動関係の電算処理を行う臨時職員の賃金26万円のほか、様式変更等に伴うシステム改修64万8,000円の計上が主なものでございます。

26ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費、児童福祉総務一般経費は、児童福祉関係事業の国庫及び県費負担金が種別変更となったことにより、保育士等処遇改善臨時特例事業に係る事務費補助金が皆減となったため、歳出予算の調整が主なものでございます。

27ページ、5目保育所運営費、私立保育所運営経費は、国、県負担金及び補助金の種別変更

に応じ、負担金、補助及び交付金から委託料へ組み替えを行うものでございます。

29ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、母子保健事業は、未熟児養育医療給付金の不足が見込まれるため、30万円を追加計上するものでございます。

31ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業振興対策一般経費は、新たな申請による新規就農資金利子補給補助金の追加計上でございます。特産対策事業は、県支出金における補助金名称の変更に伴い、歳出予算の組み替えを行うものでございます。

32ページ、農園施設管理経費は、賃金単価の改定による賃金を、農地中間管理機構事業は、農地集積協力金の対象が新たに生じたため、協力金をそれぞれ追加計上するものでございます。

2項林業費1目林業総務費は、イノシシの捕獲について、これまでの実績から大幅な捕獲頭数の増加が見込まれるため、有害鳥獣捕獲委託料280万円を追加計上するとともに、山口大学との包括連携協定をもとに、同大学農学部にてイノシシの生態や食性調査を委託する委託料16万円を新規に計上するものでございます。

33ページ、3項水産業費2目水産業振興費は、久賀漁協燃油倉庫の外壁補修工事に係る漁業経営構造改善事業補助金12万円の追加計上でございます。

3目漁港管理費は、日良居漁港陸開設置工事に伴い、電柱移転の必要が生じたため、これに係る補償金69万9,000円を計上するものでございます。

34ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費において、水道料負担金の不足が見込まれるため、追加計上をするものでございます。

3目観光費は、片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料について、これまでの実績から今後を見込み、歳入と同額の400万円を追加計上するものでございます。

35ページ、7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費は、地域要望や早期に道路橋梁補修に対応するため、工事請負費のほか、3,282万2,000円を追加計上するものでございます。

36ページ、3項河川費は、道路橋梁費と同様、地域要望に対応するため、工事請負費400万円を追加計上するものでございます。

37ページ、6項住宅費1目住宅管理費の公営住宅一般管理経費は、今後不足が見込まれる光熱水費20万6,000円及び公営住宅の修繕費150万円を追加計上するものでございます。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費、非常備消防経費は、消防可搬ポンプ等の緊急修繕に対応するための修繕費の計上でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、教育総務経費において、工事請負費136万2,000円を計上し、廃校となりました旧油田中学校の安全確保のための仮囲い設置工事のほか、旧和田小学校、旧三浦小学校の電気設備の切りかえ工事等を行おうとするものでございます。

39ページ、2項小学校費1目学校管理費は、沖浦小学校の消防設備点検による防排煙設備改修のほか、小学校の施設の修繕に要する経費595万4,000円を追加計上するものでございます。

3項中学校費1目学校管理費は、大島中学校及び東和中学校の太陽光発電パワーコンディショナーの修繕のほか、中学校の施設の修繕に要する経費99万2,000円の追加計上でございます。

40ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費、社会教育振興経費は、各公民館の臨時職員の賃金について、賃金改定の影響分を追加計上するものでございます。

2目公民館費、久賀公民館運営経費は、消防設備点検による消火栓ホースの更新や浄化槽の修繕に係る経費の追加計上でございます。

41ページ、3目図書館費、大島図書館管理運営経費及び東和図書館管理運営経費は、賃金改定による影響分の計上でございます。

5目社会教育施設費は、東和総合センター管理運営経費において、8月25日の台風により倒壊した街灯の改修の工事請負費22万6,000円を、八幡生涯学習のむら管理運営経費において、ふぐあいのある浄化槽の修繕費80万円をそれぞれ計上するものでございます。

42ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、健康管理センター管理運営経費及び日良居体育館管理運営経費において、いずれもトイレの修繕に係る経費を、また総合体育館・陸上競技場管理運営経費では、白木公有地汚水処理施設の修繕費を計上しております。

3目学校給食費、東和地区学校給食センター管理運営経費は、施設の修繕及びドライ仕様の移動台の購入経費の計上でございます。

43ページ、12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が歳入歳出予算補正の概要でございます。

続いて、7ページに返っていただきまして、債務負担行為補正についてでございます。これは、スクールバス運行業務について、平成28年度及び平成29年度の債務負担行為の設定を行うとともに、ながうらスポーツ滞在型施設等指定管理料から周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館指定管理料につきまして、議案第22号から議案第24号についてお諮りいたします指定管理者の指定に伴う指定管理料の債務負担行為の設定を行うものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。

地方債の補正についてでございます。このたびの補正による財源調整に伴い、消防債を追加するとともに、過疎対策事業債の限度額を変更するものでございます。

以上が議案第1号平成27年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 20ページ、総務費、企画費、工事請負費2,000万円、この改修工事の内容についてお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 旧和田小学校の企業誘致に伴う2,000万円の工事請負費の内訳ということでございますけれども、まず今、旧小学校でございますから、企業誘致に伴いまして、まずトイレが子供さん、小学生向けの仕様となっております。これをトイレを改修をする予定としております。

それから、今、集中管理での空調設備となっておりますので、使用される各部屋に個別のエアコンを設置するという予定としております。

それから、あと進出予定の企業の要請もあるんですが、まず社員食堂的なものが欲しいということで、そういったものの厨房設備も設置したいということ、それから休憩室等々で使える、あるいは仮眠等も必要なこともございますので、そういったシャワー設備、こういったものを設備改修をしたいということで、合わせて2,000万円の予算を計上させていただいておることでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 空調設備、エアコン等は、本来なら企業側がやることではないかと思うんですけども、それとか休憩室とか、シャワー室とか、食堂室とかですね。民間企業においては、民間ちゅうか、個人においての貸し借りの場合は、最低水周りを改修して貸し出すということになりますけれども、必要最低限以上のことを家主ちゅうか、町が対応してると思うんですが、その辺の考え方を伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 提案理由等々でも申し上げたとおり、企業誘致という考え方でこの事業を進めております。企業誘致をすることによって、町内への雇用の促進、あるいは経済の波及効果等々を勘案いたしまして、当然、企業が進出してくる場合でしたら、当然、今おっしゃったような企業側で条件整備等はする必要があるかと思いますが、町としては、今回の案件につ

いては企業誘致という考え方で対応しておりますので、町としてある程度の条件整備はしていきたいという考え方でございます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） これは契約ちゅうんですか、貸し付けの契約期間は何年で、今の財産収入というか、幾ら見込んでいるのか、それと台風とか、地震が発生した場合にいろいろ改修工事が伴うと思うんですけども、その場合も、また町が負担するというようになるのか、契約はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 契約につきましては、まだ契約締結はしておりません。というのは、今回の補正予算の議決をいただきまして、そういった改修等を行います。その後で進出協定を結ぶという格好になると思いますが、一応、今の企業との調整の中では、契約期間は一応3年ということですが、それはいずれずっと更新ということで、企業からはお伺いしております。

それとあと、その貸付料の御質問がございましたが、これは補助事業で建てた校舎でございます。ですから、そういった財産処分等々の関係から、一応貸付料は無償ということで、これは有償で貸し付けますと、補助金返還が生じるといったこともございますので、無償ということで想定しております。

それから、台風災害等の修繕はどうなるのかということでございますが、この建物は、当然、町の施設ですから、町として公有財産の保険を掛けておりますので、台風災害等の修繕については、その保険で対応するということになります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。ページ39ページの3項の中学校費の中学校管理事務局経費の99万2,000円、先ほど修繕費で太陽光発電というのがありましたが、この太陽光発電は設置して何年になるのか、それと今この太陽光の修繕は部品の交換か、まず最初にそれをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時14分休憩

.....

午前10時17分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 太陽光発電の何年に実施したかっていうのがちょっと今調べておまして、はっきりした年数が出ておりませんが、今回の補修については、太陽光のPCと言われ

るパワーコンディショナー、この中にある冷却ユニットが2つとも壊れておるといことで、直流で発電されたものが交流に変換できないといことで、売電ができておりません。その補修経費です。いいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） この太陽光発電、今、周防大島町にあちこち結構つけてますよね、これからそういう、今、おっしゃった直流を交流にするちゅう、そういうもんがたびたび発生するんじゃないかと思うんですよね。これだけというんで、どういうメンテナンスをどういう契約を、当時つけられたときに決めとるんかどうか知りませんが、もう結構つけてますよね。そのときに、どう言いますか、減価償却いかそういうなのが修繕費の中に入っておるわけですか。どうなとるんですかね、その辺を教えてください。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） この太陽光については、町が直営で太陽光パネルを設置して、それを中国電力に売電をして収入を得ているといことですので、現在の会計上の減価償却とかそういう考え方が、今のところ、現金収支ですので、そういう考え方はありません。設置したときに経費を計上して、後は収入が入ってくると。その中で修繕の経費が出てくるといことで、トータルしてそれが収支が赤字になったとか黒字になったとかいのは、計算上は出てきますけど、決算書上はそういう考え方はしてありませんので、まあ、むしろ環境に配慮して自然エネルギーを発電使用するといところを今着目して活用しておるといことになってると思います。

○議長（荒川 政義君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 私が申し上げておるのは、いろんなところへたくさんものをつけておるわけですよね、太陽光、久賀中学校にしても、つけておるわけでしょう。

先ほどおっしゃったそういう部品が、私は自然エネルギーで俗に言う天日といのは実績があって、すごく部品の消耗いか交換が割と少ないと。しかしながら、太陽光といのは果たして何年もつだらうかなあちゅうんで、随分いろいろ考えてきたところなんですよね。やはり、こういうことが起こるんじゃないかなあちゅうような気がしとったわけですよ、太陽光つていのは、部品の交換といのは。

だから、このぐらいの金額が妥当の金額かもしれませんが、次々そういうのが発生するんじゃないかなちゅうところで、ちょっとお聞きしよるわけです。

その辺は、そのメーカーといつか、設置された業者いつかそういうなところに、これは何年までもつのかといのは聞いたことがございますか。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 今、先ほどの質問のありました設置の年度ですが、これは、大島中、

東和中それぞれ平成21年度設置ですので、6年余りが経過しておることになります。

それから、今の太陽光の部品の交換、メンテナンス費用ということですけど、業者等々、何年もつとどのぐらいの経費がかかるとかいうものについて協議したことはありません。太陽光発電のわりあい設置の開始した初めのことですので、そういう太陽エネルギーを活用するというのが、非常に、社会的に叫ばれたときに町としてもそういうものを取り入れたということが先行しておりますので、その後の維持費について、今、こういうのが出てきておりますので、今後は考えないといけないと思いますが、今のところは、こういう経費が発生するというのは、予想していなかったというのが実情であります。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、平川議員さんからの御質問でございますが、町で直営的に太陽光発電をつけておるのは、今、中学校の4校の屋根だけなんです。

それで、これは、町が直営でつけたという理由は、当時まだまだ太陽光発電が非常にまだ普及してない時期で、非常にクリーンエネルギーを使っていこうということで、国のほうから補助金が出たということで、ほとんど、すごく公立な補助があったもんですがから、4中学校にはかけました。

そして、そののちに当然、補助金というものはなくて、自分が売電するためのつけるのは自分の費用でつけるという状況になってまいりましたが、それで、今現在、町有施設の屋根に約30カ所ほど、屋根と町有地を含めて、30カ所ぐらいつけております。これについて、中学校の屋根と同じように町で設置をして、そして、町でその売電収入を得ようじゃないかということを検討いたしました。

しかしながら、今のような、当時、私たちが聞いておったのは、20年間これ耐用年数があるけども、パワーコンディショナーは、10年間ぐらいで1回取りかえなければならないというようなことがお話がありました。そしてまた、台風等でめげたときは保険は掛けてあるそうですが、当然、町のものであれば、町が修繕をしなければならいというようなこともありまして、そのようなことになると、町のほうで、町の職員のほうに非常に手がかかってくるということもあります。

だから、そこら辺の維持管理の問題とかまたは修繕の問題とか、そして対応、災害の問題とかがあるので、これはちょっと町で直営するのはどうかということに結論がなりました、それでまあ、屋根と土地とをそれぞれの事業者の貸し付けようということで募集をしたということになっております。

だから、この4中学校のことについては、当時、まだまだ太陽光発電がこんなに普及していない時期でございましたので、国のほうからも大きな補助金が出たということでやりましたが、今、

議員さんがおっしゃられたように、例えば、太陽光発電自体は耐用年数が20年間あったとしても、当時もパソコンは10年ぐらいで交換するというようなお話を聞いたことがあります。まあ、今回は6年ということで少し短いというふうに思いますが、いずれにしましても、町の財産で町がやるということになると、非常にやっばり、今回、予算出してからまたずうっと見積もりとったり、いろいろなことをせんにゃあいけんという手がかかりますので、これから先は、やはり町の施設であろうとも町がつけるというのは、まあ、どうかなというふうな考えております。

この4つの学校については、当然、つけておりますので、これは学習等にも利用しておりますが、これから維持管理はしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。魚谷議員。

○議員（1番 魚谷 洋一君） 今の太陽光の話ですが、出力と言うか、売電金額が落ちたというのがわかったから、そういう点検をしたらパソコンが悪かったというような話なんですか。それとも定期点検をどなたかがやられておるとか、どうしてそういう悪い部所がわかった原因とか、誰がどういうふうな状態で見つけられたかということとはわかります。

というのが、パネルは別にして、パソコンはいつの製品か知りませんが、大体限度が10年と言われてるんです。中にコンディショナーが入ってますから。

それで、通常、毎月毎月メーターをみて、売電金額が入ってきてると思うんですが、その金額が、例えば5%ぐらいだったら正常値だと思うんですって、天気の変更とかありますから。2割とか3割とか落ちてきたら、あれどっかおかしいのかなというような感じだと思うんですよ。そのメーターを見られるのは電機会社の中国電力の方が検査をして数値を上げられて、そして売電金額として入金をされていると思うんです。ですから、検査員の方がそういう報告をされるということは、まずないと思うんです、売電金額のね。金額が落ちたなあ、あるいは売電しているキロワットが落ちたなあというようなのを月々チェックされているわけですか。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 今回、この補修経費が上がったもとは、学校の先生のほうから異音があると。太陽光発電関係のパソコンは外にあるわけですが、それが異音があるとということで発覚したということでもあります。

売電の料金の単価が、料金が減っているからという報告は受けておりません。学校のほうでそういう異音があるからということから見つかったということです。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 魚谷議員。

○議員（1番 魚谷 洋一君） 売電金額は、総務課のほうへ入ってくるんですか。どこで入るんですか。委員会じゃあないです、役場の一括で入るんですか。振り込みでしょう、どうせ。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○議員（1番 魚谷 洋一君） それと、もう1点。そういう売電金額の振り込み先もお願いしたいんですが、太陽光設置をされておる発電設備の管理というか、点検、そういった方は業者さんでやられているんですか、それとも、それぞれ施設へつけられた設置場所の責任者の方がやられておる、まあ、別段やっていない。どういうふうな点検の方法をやられているのかも、わかればお願いします。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 今の点検の方法ですけど、これは先ほど町長が言いましたが、補助金を受けて設置をして、町内の業者の方に設置しておるということですので、異常があったときに設置された業者をお願いして見てもらうと。それによって、今の修繕にかかってもらうと、まあ、予算を取ったあとですけど。そういうやり方で、定期的にそれを保守点検で見てもらっているというわけじゃありません。

それから、太陽光パネルについては、メーカーが10年保証をしておるので、パネルについては、メーカーが保証すると。パワーコンディショナーについては、1年の保証がありますので、メーカーのほうからそういう1年間は保証があるんだけど、その後については保証がないので、補正予算に上げて町が補修するということでもあります。

それから、学校の中にこの太陽光を管理するパソコンがありまして、そこに温度等の異常というメッセージが出てくると。それによって、見たら音が発生しておったと。それで、修理だということなんです。

それと、何かほかにありましたっけ。

○議員（1番 魚谷 洋一君） 点検とか、機器の設置点検は定期的にやられているんですか。

○教育次長（岡野 正徳君） 定期的にはやっていなくて、異常があったときをお願いして見てもらうということでもあります。

○議長（荒川 政義君） あの、ちょっと。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 売電の収入がどこに上がっているのかということですけども、15款の財産収入の中に生産物売払収入ということで、太陽光発電の余剰電力の売払収入ということで、今年度であれば52万8,000円という予算は計上させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 魚谷議員。

○議員（1番 魚谷 洋一君） 私も何でこうしつこく言うかと言いますと、私も3カ所、実は売電しているんです。20キロ級が2カ所と30キロ級が1カ所、合計3カ所です。固定価格買取制度というのが始まってからの設置ですから、長いやつで3年ちょっとですね。

月々、電力会社の方がメーターの検針に来られて、要するに今月は何キロ発電しました、全額

売電ですから、15日が振り込みで、17日か18日ごろ検針に来られて、翌月の15日に指定の口座に振り込まれるというようなシステムなのですが、その機器に関しては、太陽光のパネルとかそういった器具に関しては、まあ、そんなに詳しいわけじゃないんですが、金額的なもので、例えば、今月は何キロで何円の売り上げがあった、去年の同じ月だったら何キロの発電で何円の売り上げがあったというのを発電当初からずっとチェックをしてるわけです。そのチェックをした分をもとにあちよっとおかしいところがあるんじゃないかなというふうな自分なりのチェックの仕方をしています。

ですから、皆さんがそれぞれの部署で忙しいと思うんですが、設置にもお金がかかることで、それから、売った電気料の収入も入ってくるというわけですね。ですから、そういったつくったそういう設備に対する管理と言いますか点検と言いますか、そういったものを何らかの方法で、定期的に部署を決められて管理をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、盛んに学校等の売電の問題が出ておりましたが、私が過去聞いた時点では、電力料の関係で、実際的には売電を目的としていなかったんじゃないかなと。設置して最近になって、売電ということができて、新たに各当初つけた4基、4基でしたかね、につけて、今度は売電施設として行うために結局は売電の用を足すための機器をつけたんじゃないかな。当初は、もう売電ちゅうのは話になかったと。各学校で対応するというでなかったかと思うんで、その辺をもう1回調べてから、その当時って言うてもあれじゃけい、その辺はちょっと今盛んに去年、おとしから出ましたかね、いわゆる周防大島町に売電を目的として契約が発生した分とは違ういうことを、きちっとらまえちょかんと、議員のほうも錯覚しますから、新たに売電をするための設置に係る費用と捉えてよいのかどうなのか、ちょっと難し過ぎるので。私が言いよることも難しいんかもわからんし、執行部が言うてくれんとそこ。そこを執行部が言わんと、私が言うのはおかしいんですから、そこを言うたら誤解が解けるんじゃないかというふうに思いますので、執行部が言うてください。そのとおりにしなさい。

じゃあ、質問に入ります。（笑声）

それは実際的には、今回の補正の特徴であります。補足説明であった1つは、人件費、いわゆる人事院勧告抜きの実際的な人件費、先ほど奈良元部長が言ったように、全体として3,000万円ぐらい落としたよと言うのが報告がありました。

大体人件費を当初予算で組むときは、この時期のいわゆる人件費をベースに、1月1日ですが、実際的には退職を数えて組むわけですが、今年度、退職が何人で、退職が何人かという、端的に言うよ、給料の多い人が退職して、給料の少ない新規の職員さんがふえることによる実際的な差額、それは影響あると思いますよ。（「それは当初に組んじよる」と呼ぶ者あり）当初に

組んじよるが、実際的には皆さん方が予算を組むときには12月の状況、1月の状況を見て、これで例えば人件費の予算を組むと。実際的に欠員が発生するから言うて、早言うたら、新規に職員の実績と今度は賃金、新たな給与を組むわけですから、大体何人退職して、何人採用されたということを、まず、きちっと報告してほしいというのが、まず1個目の質問です。

それと、2つ目。これは、今回変更、いわゆる奈良元部長の補足説明によるとかなりのメニューの変更があります。それで、部長のほうの方がわかりやすく報告してほしい。例えば、子育て支援特別対策事業でも、安心子ども基金から子ども・子育て支援体制総合整備事業補助金になったとか、そういう大きなくりで言うと、議員のほうもわかりやすいと。メニューがきちっと、上下である分ならわかりよいですが、補正予算を、ほいじゃが実際的にこういうメニューがこういうメニューになって、なりましたというのを抜いてから報告してもらったら、特に大きいんが所管する、福祉関係と実際的にあるんが、産業建設じゃなしに、ごめんなさい池元部長のところに なりますかね、実際的にはその2つの部が補助金メニューが変わって、同額なんだが、ほとんど同額なんだが、こういうメニューに変わりましたというのを報告してもらったら、抜いてから報告してもらったら非常にわかりよいと、議員の側はわかりよいという立場で答弁を求めたいというふうに思います。

言う内容はわかってもらえましたかね。お願いいたします。

それと、今回のもう一つの特徴が、財源をどうするかというところであります。

財源を見てますと操出金にかかわる部分がかかなり大きいというふうに思われますが、ページで見てもらうたら、ごめん、民生費国庫負担金、いわゆる国保基金安定負担金、これが大体決まった結果ですね。国庫が2,004万6,000円、これが一応今年度見通しとしてこういうふうになりましたと。それと、県負担金、これが国保基金安定負担金で1,255万3,000円。それと持ち分として、2分の1、4分の1、4分の1ですから、一般、いわゆる町持ち分ですよ、これが1,255万3,000円ということになっておりますが、法定減免の関係が大体決まったと思われる数字じゃないかというふうに思いますので、間違うちよったら後からこれはこうよと言うのがあったら言うてもらってもいいと思うんですが、そう考えてよいのかどうなのか、最終的にはこういうふうな見通しになっておりますと、今回の補正の操出金はね。いうことを言ってほしいと。

それと、先ほど議論があった中山間地域ビジネスづくり補助金で、今回、2,000万円のうち500万円組んじよるが、実際的にはこれは2分の1ぐらいの数字になるのか、どうなのか。今から先、財源を調整しますし、設計を組むわけじゃん。その中で、県対象、いわゆる町と県の補助金これが足して2,000万円なるんじゃが、今は1,500万円と500万円じゃが、実際的には、中身としちゃあ私もまだわからんが、1,000万円ぐらい半分ぐらいなるんかなとい

うふうにとっちょっていいのかどうなのか。甘けりゃあ甘いちゅうて言ってください。それでいいですから、もっと出と入りを見んと、議員ですからわかりにくいんでね、その辺はやっぱりもっと説明をしたらいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、入りのほうで見ちよきたいのは、土地貸付収入財産収入の関係で、土地貸付収入と建物貸付収入これが、基本的には先ほどからある貸付、いわゆる太陽光の関係の貸付収入というふうに思われるが、公対民間なら、言いやすいんですが、例えば、屋根の上というのはそうはないかもわかりませんが、今後、今どうかはわかりませんが、土地貸付収入においては環境整備、いわゆるもう当たり前ちゅやあたり前なんですけど、例えばことしに入って小松の教職員住宅を貸しました。ほいたら、通ってみたら草が生えてから、あんまり環境ようないよと。フェンスはしちよりますから、町民が入るわけ、個人資産ですから、そうするとやっぱり相手方に対して、きちっと環境整備、これを言うていかんにゃあいけんと思うんですが、今はまだそんなに契約がなっていないんじゃないか、抽象的な言葉かどうかわかりませんが、その辺もきちっとしちよかにゃあいけんのんじゃないじゃろうかというふうに思いますが、一応質問の形態をとっちょります。よろしくをお願いします。

財産管理費、ちびっ子医療費助成事業基金に積み立てる。これは、小中学校が使えるように、後、条例がでてきますが、実際的にはその財源として、例えば一般財源等からも、前、議論しましたが、一般財源からもきちっと入れるという考え方に立つのかどうか。そういう交付金がなくなったらもうびっしりやめるとかいうんじゃないしに、きちっと今後も定住促進のために維持するという考え方でよろしいのかどうか、これ、町長のほうに入りますので、聞いときたいというふうに思います。

今回、前回言うた工事費等については、かなりふえておりますので、それはわかっておりますが、あとはほとんど特段変わったところがないというのが補正の実態かなと思いますので、以上のところで質問しちよきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。おおよそ10分。

午前10時48分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんのたくさん質疑がありますが、その中で2点ほど私のほうから御答弁をさせていただきます。

14ページの県の補助金でございまして、中山間地域ビジネスづくり補助金500万円と、そ

して歳出のほうの2,000万円とのこの補助率の差はどうかという御質問だったと思います。この歳出の改修のほうの2,000万円につきましては、全てがこの県の中山間地域ビジネスづくり補助金の対象になるというものではございません。

当然、それらの中から県の補助対象になるものを拾えば、1,000万円に対する500万円の補助金ということを想定しているわけでございます。当然、改修でございますので、今からやってみなければなかなかどこまでとれるかということもわからない分野もあると思いますが、いずれにいたしましても先ほどの吉田議員さんからもお話がありましたが、今回のビジコムというサテライトオフィスの企業誘致につきましては、非常に私たちのほうから恩典があるということでない、企業のほうから積極的に出てくるというものではないというふうに思っているところでございまして、企業のほうから積極的に出さしてくださいというところであれば、当然、うちのほうもそれじゃあ、その使用料は幾らにしますかという話で交渉できるのだろうと思いますが、今回の企業誘致につきましては企業誘致でございますので、当然こちらからメリットが出さなければ誘致は叶わないものだというふうに思っているところでございます。

周防大島町は非常に条件的には悪いところでありますので、何らかの企業に対してもメリットがあるというのがまず第一だということで、この改修費を出しております。そして、それらに対して県のほうもこういう県の中山間地域ビジネスづくり補助金があるのでこれを活用してくれということで、県にもお願いしてこの補助金をいただくということにいたしておるわけでございます。だから、必ずしも2,000万円と500万円とか2分の1の補助金だということにはならない可能性があります。

もう1点の、ちびっ子医療費の助成事業基金のことでございますが、平成27年度はこれは地方創生の先行型ということで26年の最終の補正のときに今、27年度の医療費の財源は確保いたしております。そして、今回積み立てます2,520万円のちびっ子医療費助成事業基金はこれは中学生までの医療費の助成ということになります。これは再編交付金を活用して来年度以降の事業のための基金造成をするということでございます。

そして、将来これがどうなるのかという御質問でございましたが、当然、こういう医療費の助成事業を始めて数年できるということは、なかなか難しいことだというふうに思っておりますので、もし、仮に再編交付金がなくなったときは、一般財源でやるのかということでございますが、できるだけ財源をきちんと確保するように私たちはこれを努力していかなければならないと思っているところでございます。

仮に財源がなくなって、一般財源でやるということになりますと、これだけではありませんので小学校6年生までも今までであったように、それらも含めて中学3年までになるわけですから、相当大きな財源が一般財源で必要になってまいります。そういうことがないように、ぜひとも今

までのような再編交付金だけとは言いませんが、そのような特定財源が確保できるように努力をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 何点か御質問いただいた中で、まず、最初の太陽光発電の売電の考え方とございますか。先ほど御答弁させていただいたとおり、歳入につきまして太陽光発電余剰電力売却収入という売払収入ということでの予算計上でございます。先ほど、教育次長のほうが答弁しましたとおり、学校、今、4校に、中学校に設置しておりますのは、平成21、22あのころだったと思います。ですが、当時はまだ全量買い取りという制度はございませんでした。ですから、中学校で使用した電気の余ったものを中電に売却することでございますので、そういった制度の中で現在運用している太陽光発電装置でございますので、収入もそういった余剰電力の売払収入ということで入ってきている。ですから、今は余剰電力の売払いということでの運用であるということをお理解いただきたいと思います。

それから、次に人件費の御質問をいただきました。総額で約3,000万円ばかりの減額ということでございますが、まず平成26年度中に13名の退職がございました。そのうち10名が定年退職とそれに3月末で急遽自己都合で3名の方の退職が出ました。

ですから、その3名分が要するに当然町も採用予定ございませんでしたので、その3名分がまず大きく減額になっております。それも大体部長級とか班長級等々の職員でございました。そうすると大きな金額となっております。それともう1点は平成25年度末に1名保健師が急遽退職がございました。これも補充する予定、採用試験等行なったのですが、保健師の採用が応募がなかったというようなこともありまして、採用ができておりません。これも採用する予定で予算組んでおりましたので、合わせて4名分が減額になっているということでございます。

それに加えて、国の人事院勧告等々の考え方で給与の総合的な見直しという部分で給与約3%の減額とかいうようなことが起こりました。それに対応したということもあわせて、今回約3,000万円ばかりの、ですから給料、それから手当等々も全て影響します。共済費等にも影響しまして総額で3,200万円ばかりの減額になりましたということでございます。

採用はですから、26年度中に13名の退職があり、採用は10名でございます。ですから、そこで3名の差が出ておるし25年度分の1名の補充もできなかったということで、4名の減になったということでございます。

○議長（荒川 政義君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 太陽光発電の土地の環境整備ということでございますが、この件につきましては、事業者のほうで維持管理は行なっていくと。これは協定書の中でもうたっておりますけど、責任を持って草刈り等は行なっていくということになっております。ただ、草等

伸びて周りに影響があるということがあれば、町のほうからでも指導はしていきたいというふう
に考えております。

○議長（荒川 政義君） 松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） 広田議員さんから2点御質問いただきました。

まず1点目の児童福祉関係の組みかえ等、説明ということでございますが、予算書のまず
13ページのところの国庫支出金の関係の児童福祉費補助金の関係、それから14ページの県支
出金の児童福祉費の負担金と児童福祉費の補助金の関係。それから支出のほうでは26ページの
児童福祉費、総務一般経費が関係してくるところでございますが、これらにつきましては、一応
組みかえということでございますが、説明申し上げますと、まずこれまでは子育て支援特別対策
事業、安心子ども基金ということで保育の質の向上というところを事業の対象としておりました
が、これが制度改正によりまして、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業ということになっ
たという点がまず1点。

それから、これまで保育緊急確保事業として一時保育、地域子育て支援拠点事業、それから保
育士処遇改善臨時特定事業等実施しておりましたが、この事業につきましては、廃止となりまし
て引き続きこれは子ども・子育て支援という事業で対象とするようになっております。

ただ、保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、私立保育所の運営費、いわゆる措置費
と言われておりますが、こちらのほうに含めて国・県から支出されるという形になります。それ
から放課後子どもプラン推進事業で県から補助金が出ておりました放課後児童クラブ事業につき
ましては、やはり先ほど申し上げました子ども・子育て支援という事業のほうに移行というこ
とで、この放課後子どもプラン推進事業につきましては廃止ということになっております。

それから、延長保育推進事業、促進事業ということで延長保育の促進について県の補助金が出
ておりましたが、これにつきましては、子ども・子育て支援の事業のほうに取り込まれるという
形。それから一部については、私立保育所の運営費措置費の中に含まれるという形になりまし
て、これまで実施しておりました延長保育促進事業というものは廃止ということになっております。

それから、国保の繰出の関係ということでございますが、まず13ページ、14ページのとこ
ろの国保基盤安定負担金、それから国保負担軽減対策助成事業補助金の関係が関係してござい
ますが、これにつきましては負担金の交付の申請額の確定ということで国保基盤安定負担金につ
いては増額、それから軽減対策につきましては、やはり軽減対策、繰入金額の確定ということで減額
となっておりますが、この軽減、7割、5割、2割というところの数値が確定したということ
がございまして、この数値も申し上げたほうがよろしいですか。

まず、7割軽減でございますが、対象者は1,782人ということでございます。それから、
5割につきましては1,126人、それから2割については840人ということで、計3,748人

ということでございます。なお、繰出の中の内訳等につきましては、後ほど国保の関係で詳しく資料等もありますので、そちらで説明させていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 広田議員さんの2番目の質問だったと思いますが、事業メニューの変更ということでお聞きしまして、補正予算書31ページになります。産業建設部として農林課でございますが、31ページの下のほうにあります特産対策事業でございます。需要対策型産地育成事業補助金△の2,363万4,000円が、そのすぐ下にあります、先ほど補足説明でもありましたように名称変更のみでございます。

農業経営体質強化事業補助金2,363万4,000円の組みかえでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） もう一、二点聞いておきたいというふうに思います。

1つは、財政調整基金にかかわる問題です。基本的には私いつも補正後の基金残高を聞いておりますので、答弁を求めておきたいというふうに思います。

また、イノシシ対策も去年いろいろ議論してみると、不足がちだという実態が明らかになって、去年の同時期にそれでまた補正要望。去年はしてなかったですが、一昨年またやっております。そして今回捕獲等で補正を組んでおりますが、これは捕獲に対する額だけなのか、例えばいろいろな罠がありますが、それに対する補助金等も含まれてこういう金額になったのか聞いておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の補正を踏まえての財政調整基金の残高の御質問でございます。

今回の補正を踏まえまして、財政調整基金の残高は50億4,987万1,000円と見込んでおります。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） イノシシ対策でございます。今回280万円のイノシシの捕獲に対する委託料については補正で計上させていただいております。

昨年が一千六百数頭だったというふうにしてはありますが、ことしは今の推移で行きますと、1,800頭が想定されております。その不足分を今回補正で計上させていただいているのが現状でございます。広田議員さん最終日のほうに、また一般質問でもございますので、そのときじっくり説明はしたいと思っておりますが、昨年も守るほう、防御のほうですけど、これは満額、予算を幾らか残しておりますので、予算が足りないということはないというふう感じております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第 8. 議案第 2 号

日程第 9. 議案第 3 号

日程第 10. 議案第 4 号

日程第 11. 議案第 5 号

日程第 12. 議案第 6 号

日程第 13. 議案第 7 号

日程第 14. 議案第 8 号

日程第 15. 議案第 9 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 8、議案第 2 号平成 27 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から日程第 15、議案第 9 号平成 27 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 8 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） それでは、議案第 2 号から議案第 4 号の補足説明をいたします。

議案第 2 号平成 27 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては、療養給付費国庫負担金の減額、保険基盤安定事業、財政安定化支援事業、国庫負担軽減対策及びその他一般会計にかかる一般会計繰入金を増減、歳出においては高額療養費の増額、介護納付金の減額、国庫補助金等の過大交付に伴う償還金の増額が主なものであります。

補正予算つづりの 45 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,757 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 40 億 9,856 万 3,000 円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。

51 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費負担金については、1 節、現年度分を基盤安定事業繰入金確定により一般分を 272 万 5,000 円増額し、介護納付金の決定等により介護

分を1,281万1,000円減額して、1,008万6,000円を減額するものであります。

6款県支出金2項県補助金1目財政調整交付金については、県指導による医療費通知回数等の増に伴う通信運搬費増額分を追加計上するものです。

9款繰入金は1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を8,730万4,000円追加いたします。これは一般会計からの繰入金で、負担金交付申請額確定により1節保険基盤安定事業繰入金（保険税軽減分）を337万2,000円増額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を4,009万円増額、職員給与費等の調整により3節職員給与費等繰入金を506万2,000円減額、普通交付税8月算定分確定により5節財政安定化支援事業繰入金を671万1,000円減額。

次のページをお願いいたします。

6節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金確定により国保負担軽減対策を500万4,000円減額、国庫負担金等過大交付判明及び財源不足に伴う繰入金追加によりその他一般会計を6,061万9,000円増額いたします。

53ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1款総務費は当初予算編成以降の人事異動等に伴う職員人件費調整により職員人件費を514万8,000円減額します。

2款保険給付費1項療養諸費は1目一般被保険者療養給付費3目一般被保険者療養費ともに財源調整であります。

54ページをお願いします。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、今年度の10月までの実績から年間推計により4,593万8,000円増額いたします。

4款1項前期高齢者納付金等1目前期高齢者納付金は、納付額決定通知により26万5,000円減額、2目前期高齢者関係事務費拠出金は1,000円増額します。

6款介護納付金は、介護納付額決定通知により1,921万4,000円減額します。

次に、55ページをお願いいたします。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、職員人件費を8万6,000円増額します。2項保健事業費は県指導による医療費通知の通知回数増による医療費適正化事業の充実のため、役務費を35万7,000円、結核・精神病特別交付金申請にかかるレセプト内容調査集計業務等の委託料として132万円を追加いたします。

56ページをお願いいたします。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金は、財政調整交付金及び療養給付費負担

金にかかる国庫補助金等の過大交付に伴う返還金を、追加で5,450万円計上しております。

以上が、平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要であります。

続きまして、議案第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入において職員人件費にかかる一般会計繰入金が増額、歳出において職員人件費が増額が主なものであります。

補正予算つづりの57ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,228万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。

63ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金について、職員人件費分16万3,000円を減額いたします。

64ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費を職員人件費の調整等により16万3,000円減額いたします。

以上が、平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての概要であります。

続きまして、議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの65ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定において、職員人件費の調整に伴う補正を行うものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から796万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,076万6,000円とするものであります。

事項別明細書の71ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入について御説明いたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金の796万7,000円の減額につきましては、職員人件費の調整によるものでございます。

72ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出について御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整により 1,789 万 5,000 円を減額いたします。

4 款地域支援事業費 2 項包括支援事業・任意事業費 3 目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険・地域包括支援センター分の職員人件費の調整として、922 万 8,000 円を増額いたします。

以上が、平成 27 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についての概要でございます。

以上で議案第 2 号から第 4 号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） それでは、私のほうからは議案第 5 号平成 27 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）から議案第 8 号平成 27 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）までの、環境生活部上下水道課所管の 4 議案につきまして、補足説明をいたします。

まず、議案第 5 号平成 27 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明いたします。

補正予算書の 75 ページをお願いいたします。

第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に 3,661 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 1,342 万 9,000 円とするとともに、第 2 条により地方債の補正を行うものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

83 ページをお願いします。

歳入の 3 款繰入金において、一般会計から繰入金 735 万 8,000 円を追加し財源を調整しております。

5 款諸収入は、久賀・大島地区下水道工事にかかる水道管等移設工事に伴う移転補償金 250 万 7,000 円を、また平成 26 年度分の消費税確定申告に伴い、既に収めた中間申告予定納税額との差額にかかる消費税還付金及び消費税還付加算金を、新規に計上するものであります。

6 款、町債は事業の追加に伴い、簡易水道事業債 1,450 万円並びに過疎対策事業債として 1,180 万円を、追加計上するものであります。

85 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款簡易水道費 1 項事務費 1 目総務費において、当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整等により、1,330万8,000円を追加計上し、また総務一般経費において平成26年度分の消費税確定申告及び平成27年度の中間申告予定納税額の確定に伴い、599万7,000円を減額するものであります。

2 項事業費 2 目設備費において、久賀・大島地区下水道工事に伴う水道管等移設工事にかかる工事請負費として、2,930万4,000円を追加計上するものであります。

以上が、議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

87ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に350万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6,903万7,000円とするものであります。

93ページをお願いいたします。

歳入の4款繰入金において、一般会計から349万8,000円を追加し、財源を調整しております。

5 款財産収入は、昨年10月に募集いたしました町有施設の屋根等を活用した太陽光発電システム運営事業について本年度分の貸付料が確定しましたので、安下庄浄化センター屋根の建物貸付収入を新規に計上するものでございます。

94ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款公共下水費 1 項事務費 1 目総務管理費において、当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整等により、76万2,000円を追加計上するものであります。

2 項事業費 1 目の維持管理費において、東和片添及び安下庄処理区における電気機械設備等の修繕費として120万円、平成26年度分の消費税確定申告及び平成27年度の中間申告予定納税額の確定に伴い、154万7,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

また、2 目公共下水事業費は、久賀・大島地区公共下水道事業において、水道管等移設工事にかかる委託料と補償金について、36万円の予算区分の組み換えを行うものであります。

以上が、議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につ

いて、補足説明をいたします。

97ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に261万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,840万7,000円とするものであります。

103ページをお願いいたします。

歳入の3款繰入金は一般会計からの繰入金275万1,000円を減額し、財源調整をしております。

4款財産収入は下水道事業特別会計補正予算と同様に、太陽光発電システム運営事業について、本年度分の貸付料が確定いたしましたので、該当する浄化センター屋根の貸付収入として4万7,000円を新規に計上するものでございます。

5款諸収入においては、平成26年度分の消費税確定申告に伴い、既に納めた中間申告予定納税額との差額にかかる消費税還付金を新規に計上するものであります。

104ページをお願いいたします。

歳出の1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費において、当初予算編成以降の人事異動に伴う職員人件費の調整等により、121万5,000円を減額するものでございます。

2項、事業費1目維持管理費の需用費について、電気使用料の増加に伴う光熱水費の追加及び日良居処理区の浜中マンホールポンプの取替修繕費のあわせて153万8,000円を追加計上し、また公課費において、平成26年度分の消費税確定申告及び平成27年度の中間申告予定納税額の確定に伴い、293万7,000円を減額するものでございます。

以上が、議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

105ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に103万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,604万9,000円とするものであります。

111ページをお願いいたします。

歳入の2款繰入金は、一般会計から103万円を繰入れ、財源を調整しております。

112ページをお願いいたします。

歳出の1款漁業集落排水費2項事業費1目維持管理費は、修繕費として浮島浄化センター流量調整槽フロアの取替修繕費等で100万円を、また、停電や機械の故障などによる中央監視装置の異常発報のため、電話料の増加に伴う通信運搬費として3万円のあわせて維持管理経費に

103万円を追加計上するものでございます。

以上が、議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げ補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の113ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により既定の歳入歳出予算の総額から15万4,000円を減額し、予算の総額を9,477万7,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

119ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を15万4,000円減額することとしております。

120ページからは歳出でございます。

渡船会計におきましても他の会計と同様に当初予算編成以降の人事異動等による職員人件費の調整を行っております。職員人件費以外のものについて申し上げますと、まず1款事業費1項事務費1目総務費総務一般経理費におきまして、不足が見込まれます消費税60万円を追加計上しております。

また、122ページ、2項事業費3目浮島航路運航費、浮島航路運航経費において、臨時船員にかかる船員保険料負担金31万7,000円を追加計上しております。

以上が議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、介護納付金1,921万4,000円について質問します。

今年度当初予算、国保会計が持つ介護納付金部分についても、引き上げがされたんじゃないか

というふうに思います。そうした中で、今回、国庫分が国県分ですか、1,281万1,000円と税部分にかかわる部分が840万3,000円減額ということになっておりますが、実際的には私が最初に言うたような、今年度の引き上げに国保会計が持つ介護負担部分、会計が持つ介護負担部分、これについても引き上げがあったんじゃないか、まず、その点を聞きます。これが1点目です。

それと、償還金及び割引料であります。これも全協のときに説明がされましたが、きちっと議会としての報告、年度ごとの報告を求めています。これが2点目です。

それと、実際的に先ほど部長が言われましたように、資料をもとにということでその他だけではなしに、今回の繰入金の内訳等について説明を求めていますというふうに思います。

国保負担軽減が減額して、その他一般会計が6,000万円になっておりますから、中身について報告を求めていますというふうに思います。

それと療養部分について今回は高額部分が補正されていたと思います。その中で実際的には今年度一般分の見通しについて、一定の資料があるかどうか聞いておきたいと。資料があれば答弁を求めています。今年度の見通しです。医療費にかかわる見通しについて報告を求めていますというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） 広田議員さんから4点御質問をいただきました。

まず、1点目の介護納付金の関係でございますが、この介護納付金につきましては、確かに介護保険料の引き上げがございましたけれども、この算定においては少しちょっと複雑な計算がありまして、まず27年度の概算の納付金を出しまして、それから25年度、前前年度ですがそのときの概算の納付金を出してそれから前前年度の確定の納付金を引いて、それに調整金額を足して先ほどありました27年度の概算納付金から引いたものが納付金額になると。

さらに、27年度の概算納付金につきましては、これは社会保険診療報酬支払基金のほうから、例えば27年度の2号被保険者の数の伸び率という数字がきますので、それをかけて27年度の2号被保険者の平均といいますか、これに金額をかけたのが27年度の概算納付金ということで、いずれにしても町のほうで見積もってやるのではなくて、支払い基金のほうから来た数値をもとにして、納付額を決定しております。これについては、支払い基金のほうもあくまで推計だから確定というわけではないからということはあるので、その点でこういった減額という形になったかなというふうには思っております。

当然、それに伴いまして入りの方の療養給付費の負担金の介護分も減額ということになってきておるものでございます。それから、償還金の年度別ということでございました。これにつきま

しては、返還金いわゆる会計検査の指摘による返還ということでございますが、まず指摘がありましたのは、22年度から25年度の金額でございます。

22年度の特別調整交付金でございますが、2,117万5,000円。それから、23年度が1,888万6,000円、それから24年度が628万7,000円、25年度が441万5,000円、計は5,076万3,000円となりますが、26年度については指摘はございませんでしたけれども、同じ形で算定をしておりましたので、自主算定という形で計算をしましたのが182万3,000円、これについては自主返還と予定をしております。合わせて5,258万6,000円、これに加えますことが療養給付費の負担金、これについては24年度の療養給付費の負担金が指摘を受けておまして、これにつきましては返還予定額が191万3,027円ということで、合計いたしますと5,449万9,027円ということで5,450万円計上させていただいております。

それから繰入金の内訳ということでございますが、52ページのところのその他一般会計繰入金合わせて5,561万5,000円になろうかと思っております。これが今申し上げた主なところが償還金、返還金に充てるところが5,450万円、それから残りが111万5,000円ということになります。これにつきましては、繰入金のところプラス、マイナスがございますが、支出を合わせますと、やはり財源不足ということで相対的なところが財源不足ということで111万5,000円を充てるということにしております。

それから、療養給付費の一般分の見通しということでございます。これにつきましては、高額療養費とともに一般分につきましても、上半期の伸び率でもってある程度推計をするわけでございますけれども、現在、上半期の伸び率が約1.078ぐらいで推移しております。これを今後推移していくということであれば、現在の予算から約見通しではございますが4,000万円強ほど不足かなということでございます。これにつきましては、この一般分の請求につきましては、2月遅れで請求が来まして最終が2月分の請求ということで4月になります。

4月ということになれば、もし、不足が生じた場合には3月補正でまたお願いをさせていただければというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。ないようでありますので、質疑を終結します。議案第3号平成27年度周防大島町……。

○議員（11番 吉田 芳春君） あっ、いいですか。

○議長（荒川 政義君） 質疑。

○議員（11番 吉田 芳春君） たいしたことじゃありませんけど……。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 5,000万円の返還に対する利子額等が発生しておりますが、幾らになっておりますか。利子額は無いんですかね。返還金ですよ。

○議長（荒川 政義君） 松本健康福祉部長。

○健康福祉部長（松本 康男君） 先ほど申し上げました金額が全てでございまして、特に含んでおりません。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成27年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号平成27年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 1つは、今回、当然工事の上乗せが入っちゃうんじゃないかと思えます。工事の上乗せ、工事。実際的には2,930万4,000円という上乗せ、それで補足説明資料では下水道事業のための。

○議長（荒川 政義君） 広田議員、介護保険事業よ。

○議員（4番 広田 清晴君） 疲れちゃうんじゃ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号平成27年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） ごめんなさい。ページをめくるんが大変な状況で、工事ですが、実際的にはあとから出てくる部分、計画変更が追加になりますか、過疎計の計画変更が出てくるところだろうというふうな予測ですが、それでよいのかどうなのか含めて、工事概要報告を求めておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 広田議員さんのおっしゃるとおり、後ほど議案第21号の過疎の変更で計上しておりますけども、その部分が今回の工事の変更の部分と、追加部分ということでございます。内容につきましては、久賀地区では100ミリの管径を172メートルの移設を考えております。これは久賀地区の宗光地区のほうでございまして。それと、椋野地区で75ミリ

の10メートルの移設、これは棕野の西ヶ原地区ということになっております。それと三蒲地区で75ミリを約30メートル、これは場所的には明神松西の辺りということでございます。それから三蒲地区でもう1つ仕切弁の設置、これは5カ所ほど設置予定をしております。これにつきましては、水道移設する場合になるべく断水区域を少なくするというところでございますので、そのための仕切弁の設置を考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

議案第6号平成27年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号平成27年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号平成27年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第9号平成27年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は最終日といたします。

暫時休憩します。1時までです。

午前11時55分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 16. 議案第 10 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 16、議案第 10 号字の区域の変更についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 10 号字の区域の変更について補足説明をいたします。

県営久賀地区耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業畑能庄換地区における土地の字の区域変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 10 号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 11 号

日程第 18. 議案第 12 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 17、議案第 11 号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてと、日程第 18、議案第 12 号周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定についての 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第 11 号及び議案第 12 号につきましては、一括して補足説明を

いたします。

まず、議案第11号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。

今回の条例案は、平成28年1月1日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が施行されることに伴い、個人番号の利用に関して条例を制定するものであります。

マイナンバー法第9条第2項において、地方公共団体の長は社会保障・税・防災に関する事務であって、条例で定めるものの処理に関し、地方公共団体等が保有するマイナンバーを内容に含んだ個人情報である特定個人情報を効率的に検索・管理するために、必要な限度において個人番号を利用することができる旨が規定されております。

また、マイナンバー法に定められた法定利用事務については、情報提供ネットワークシステムを通じた他機関との情報連携のほか、庁内——これは庁舎内ではありますが、庁内での情報連携も必然的に行われることが想定され、庁内での情報連携を行う場合についても、マイナンバー法第9条第2項に基づく条例を制定し、個人番号の利用ができる事務の範囲や利用する特定個人情報の内容を定めなければなりません。

本町においても、マイナンバー法第9条第2項の規定により、個人番号を利用することで事務処理の効率化や手続の利便性が向上すると判断される事務を、これを独自利用事務とし、庁内での情報連携を行う独自事務や法定利用事務の範囲及び利用する特定個人情報の内容について本条例で規定するものであります。

それでは、本条例案の内容につきまして御説明をいたします。

第1条は、趣旨を定めており、マイナンバー法第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めることを明らかにし、第2条は、用語の定義であります。第3条は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供についての運用に際し、町としての責務について規定をしております。

第4条第1項は、町が行う独自利用事務の範囲を規定しております。また、第2項及び第3項において、庁内での情報連携を行う独自利用事務や法定利用事務の範囲及び利用する特定個人情報の内容を、それぞれ規定しております。

第4項では、他の条例等により書面の提出が義務づけられている情報と同一の情報が、第2項及び第3項の規定により、庁内連携によって利用が可能である場合には、申請者は書面を提出する必要はなく、個人番号の利用によって、行政手続における添付書類が省略できる旨の規定となっております。

なお、附則として、条例の施行日を平成28年1月1日からとしております。

次に、議案第12号周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定についてであります。

平成25年法律第71号いじめ防止対策推進法が制定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの重大事態への適切かつ迅速な対応を目的として、地方公共団体は、いじめ対策に係る協議会及び委員会を設置できることが明記されました。

本案は、本町においてもいじめは絶対にあってはならない、絶対に許されないという理念のもと、いじめ対策に係る組織の設置について必要な事項を定めたものであります。

第2条から第4条において、周防大島町いじめ問題対策連絡協議会を設置することを規定しております。

いじめ問題の対策において重要なことは、いじめの未然防止、いじめの早期発見であると考えております。いじめの背景や原因は、教育問題に限らずさまざまな要因があります。そのため、いじめ問題は複雑・多様化しております。したがって、いじめ問題の対策については、社会総がかりで講じていくことが大切です。

したがって、さまざまな立場の人や専門家、関係機関や団体の連携を強化し、いじめの未然防止、早期発見に努め、いじめ根絶に向けて協議することが効果的です。このようなことから、本町においても協議会を設置し、関係機関の連携した取り組みが必要であると考えております。

しかしながら、いじめはどこでも起こる可能性はあります。本町においても、万が一いじめの重大事態が発生した場合、的確かつ迅速な対応を実施する必要があります。

第5条から第8条では、専門的な知識を有する者及び経験を有する者からなる周防大島町いじめ問題調査委員会を設置することを規定し、いじめの重大事態が発生した場合の対処を的確かつ迅速に実施するための調査を行わせることを想定しております。

調査結果は、町長へ報告することとしております。

第9条から第12条は、報告を受けた町長が、必要と認めるとき、再調査、検証を行うための組織、周防大島町いじめ調査検証委員会の設置について規定しております。

協議会、各委員会の必要な事項については、それぞれ運営規則を定めることとしています。

なお、本年11月27日に開催した教育委員会会議において同意をいただいております。また、協議委員及び各委員の報償費等が来年度の予算によることを予定していることや、協議委員及び各委員の人選を考慮し、本条例の施行日を平成28年4月1日としております。

最後に、いじめの問題は日本国憲法が定める基本的人権の享有と本質において重大な問題があることを認識し、未然防止、早期発見に努めるとともに、万が一いじめの重大事態が発生した場合も、的確、迅速に対処しなければならないと考えております。

本案成立後、いじめ防止対策について取り組みの充実を図り、全ての児童生徒が安心して学べ

る教育環境づくりに努力してまいりたいと考えております。

以上が、議案第11号及び議案第12号の補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第11号周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 国がこういった法律をつくって、基本を、それに合うような条例をつくりなさいというのが、この今回の提案の内容ということを見ておりましたが、一つの流れとして、今、全国的にも言われておるのが、1月出発ということいろいろ言いありますが、実際的に可能と見とるのかどうなのか。一つの指標として、いわゆる今、個人ナンバーが配布されて、実際的には郵便局に1週間ストックして、それで、町に返ってくるということなんです、周防大島町において実態はどういうふうな実態なのかということが一つです、条例設置について。

それと、もう一つは、地方自治体によっては既に詐欺被害、条例が執行、いわゆる出発する前から詐欺行為が全国的に広がっていると。それで、地方自治体においては、詐欺被害をなくそうということで、通知をしたりやりよるが、周防大島町としては、今日までどういう取り扱いをしてきたのか、どうなのか。具体的な取り扱いをしておれば、聞いておきたいというふうに思います。

それと、条例が発効して、1月から出発と言いますが、今回の要綱では、いわゆる町長がやる事務の中でずっと触れられております家賃、そのほか、ずっとです。これはいつから出発、具体的にいつから個人番号を書かなきゃいけなくなるのか。実質的な取り扱いの中で、それは差が出てくると思うんです。それについて、報告を求めておきたいというのがその要件であります。

実際的には、かなり混乱が起きる。例えば、私らのように、つい最近受け取った者は、写真をつけなさいとかいうと言われても、写真をまだ買いに行っていないと。そういう場合には、通常なら、その通知された番号を記憶しておれば書けるんじゃないかなというふうに思うんですが、実際的な取り扱いはどうなるのかということなんです。

ほじゃけ、まだ写真入りのいわゆる証明書、これがない場合の取り扱いです。まだ実際的には1月からできるかどうかは私もわかりませんが、実際的にはその番号を記載することが、個人ナンバーの張りつけのところに括弧欄があって、その中へ数字番号、これを書くようなシステムだったら、実際的には混乱がまたいろいろ、分からんとか窓口でなるという格好で、非常にまだ住民の皆さんに周知されていないというのが実態なんです、その辺の取り扱いについて、きょう付託されて1週間後に仮に採択されたとしても、住民の側はほとんどニュースがない。そうすると、国がきちっとニュースを流してくるのかどうかを含めて答弁を求めておきたいというふうに

思います。

以上、マイナンバーについて付託されますので、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 通知カードの返納といいますが、配達の状態については、後ほど実態を総務課長のほうから数字は御報告させていただきたいと思いますが、まず、この条例の施行日1月1日ということで、基本的には1月1日から、この部分についてこのマイナンバー法が施行されるということですので、それにあわせて今回条例の制定の議案を提出させていただいているところですが、まず、その前に、詐欺被害の御質問がございました。そういった周知につきましても、当然広報等を通じてやっていく必要があると思っておりますし、先般来も、防災行政無線で、これは別件ですけれども、そういったいろんな職員を名乗って個人情報聞き出すとしたというような事案も発生しております。

そういった、こちらに通知があれば、即その日に直ちに防災行政無線で放送をして、皆さんにも周知をしておると、注意してくださいといったような周知はしておりますし、今後もそういったことが仮に起これば、その都度対応していきたいというふうに考えております。

それから、いろんな窓口での取り扱い、いつからかというようなことですが、それは個別のここに掲げております事務、これ以外にも国のほうで定められた事務もございますけれども、それは個別のそれぞれでいつから開始というのは、対応が決まってくることと思っております。

そういった中で、本人確認等々の窓口での混乱があるんじゃないかというような御心配もあろうかと思えます。今月の広報でも、そういった通知カードは仮に役場で手続をされる場合は、必ずそれを持参してくださいというようなお願いも、広報に掲載する予定にしております。

あるいはまた、今あった個人番号カード、写真入りのカードです。これがまだできるのに手間がかかるんじゃないかといったことで、本人確認、そういったことで、例えば免許証なり、それから、例えば健康保険証と、もう一点何か本人が証明できるものとか、そういったいろんな取り扱い、運用は、個別の事務によって変わってきますので、そこらあたりは、今後、丁寧に住民の皆さんに周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木義光君） それでは、広田議員さん御質問の実態についてお答えいたします。

先ほど議員さんおっしゃるように、通知カードにつきましては、住民票の住所地に世帯単位でまとめて簡易書留で郵送されます。その配達時に不在の場合は、不在連絡票が投函され、郵便局での保管は7日間でございます。それを過ぎますと、郵便局から町のほうへ返戻されます。

その実態につきまして、12月4日現在の数字でございますが、返戻された封書につきましては、1,054通でございます。うち、119通につきましては転居等お問い合わせがございま

して、窓口でお渡ししているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 法律ができて、施行のための条例ができる前から詐欺行為が始まるというのは、危惧しておった内容です。今までも議会で述べております。

それで、私は実際的な中身として、仮に悪い法律であっても、実際的な混乱を少なくするために、どうするんかというのが大事なところだというふうに考えております。

例えば、今まで、そういういわゆるカードも要らなかった中身で、カードを示さんにゃいけんという部分がだいぶえてくるというふうに考えます。今までは、申請するのにそういった番号は全然必要なかったんじやが、今度は公式に要りますという法律ができて、それで番号を周知させる。

それでまた、国の法律の中身でないが、最初は、いわゆる要望、本人の判断でということですが、実際的には預貯金等について、いわゆる個人番号で検索できるというような格好まで、法律ができる前に変えたような中身もいっぱいあります。そういうふうな部分を1月いつから施行するというのは、実際的には不可能じゃないかという立場であります。町長の方は実際的にどういうふうに、今回の提案ですが、国が提案してきて条例をつくりなさいと言うから、条例を今提起しちよるというふうに思うんですが、実際的にはどういう認識を持ちちよるんかだけ聞いちよきたいというふうに思います。答弁をよろしく。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の条例制定につきまして、確かに国が法律ができまして、で、まず、法律の中でどういった事務がこのマイナンバーを使ってできますよという規定がございます。

それに加えて、町として独自に、ここにありますように、住宅の関係の管理に関する事務等々、あるいは家賃の減免等、で、こういった事務をマイナンバーを使ってやりますよという部分を今回条例で提出をさせていただいているんですが、まず、その金融機関の預貯金の状況まで、これはまだ先の先といいますか、まだ法律の規定に至っていないという状況でございます。

そういった中で、町の考え方ですけれども、マイナンバーによって、例えば今回条例に上げております、今申しあげました住宅の管理、あるいは、家賃減免等々については、この個人番号をきちっと書いていただくことによって、先ほど補足説明でもありましたように、税の関係の添付書類等々が必要なくなると。要するに、手続も簡素化されると、そういった面で、住民の皆さん方がそういった手続が簡素化されて、面倒な手続と言ったら言葉があれですけれども、そういった手続も簡素化される。そういった面を踏まえまして、町が独自にできる事務も条例で定めさし

ていただいて、マイナンバーを活用しようという考え方で条例制定ということでございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） ぜひ委員会のほうで積極的な議論していただきたいというのを前提で、今、聞いておっても、結局、そのナンバーがあれば、例えば町税の状況とか、そういうな人がみんなわかりますよと。

ただ、今度は、町と住民の関係以外でも、これの中に入れちよるような源泉とか、いろいろな関係が出てくるんじゃないかという気が、私だけか知りませんが、源泉との関係が出てきたり、実際的には、いろいろな問題が生じてくるという条例じゃというふうに考えております。

よく委員会での説明を求めて、質疑を終わります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようですので、質疑を終結します。

議案第12号周防大島町いじめ問題対策に関する連絡協議会及び委員会設置条例の制定について、質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実は、きょうも不幸に、高校1年生が自殺したというのがテレビでやっておりました。非常に不幸なことでした。

そして、中身としては、いじめに入るんじゃないかという、カンニングをしたか、せんかとかいう言われた方をして、教室から運動場のほうに飛び込んだと。本当に不幸な状況ができております。

そして、国のほうも、2年前ですか、わかっと思ったら教えてほしいんですが、実際的には、いじめ防止、各町で、それなりの条例設置ということで、柳井市においては、ことしの3月と言いましたか、設置したというのを聞きました。それで、周防大島町の場合は、今ということであります。

教育委員会のほうに問いちよきますが、こういう組織形態をつくったとしても、問題ができるのが、その前なんです。実際的にいじめの状況をどうつかんでいくか、子供がおり場がないという状況をいかにつかむかというのが大事な課題というふうに私は考えておりますし、先ほど補足説明で言われた憲法にかかわる部分で、大事な課題と。そこをどういうふうに位置づけて、こうした流れに行くのかというのが、実態がちょっとつかみにくい。実際的には、今、仮に機関をつくったとしても、そこにきちっと子どもの状態に光を当てて、そのことを判断することが非常に大事じゃないかなということがありますが、総体的に学校教育の場でいじめがありますか、ありませんという格好であって、実際的には、ああ、いじめ問題があったんだという結果で流れる。

きょうも大体そういうふうな報道でした。

それで、実際そこをどういうふうに強めて、教育委員会としてどういうふうにタッチしていくのか、そして、その中でこういう機関にどうやっていくのかという部分です。それを、思いをちよっと聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼します。今回出している条例というのは、大津の事件が大きなきっかけだと思うんですが、教育委員会が何か隠しているんじゃないか、ちゃんとやっているのかという意味で、第三者機関が見るといような形の法案だろうと思います。

今、広田議員さんがおっしゃったように、どうやって日々つかむか。例えば、毎週アンケートとかとっています。それから、子供たちもそんな多くありませんので、日々の観察とか、様子とかは見とったりします。

それから、学校によって1週間単位とか、ちょっと10日とかあるんですけど、情報交換会とって、子供たちの様子はどうかというようなのは言います。そしてまた、臨床心理士の方とか、ソーシャルワーカーとかにお願いして、いろんな状況を専門家の方の御意見もいただきながらやっているところです。

きょう提案したのは、いろんな問題が起きてからの対応なんで、おっしゃるように、事前の対応が必要だとは思っています。

きょう、今、学校教育課長も来てますので、少し課長のほうにも補足させていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 平原学校教育課長。

○学校教育課長（平原 俊一君） 失礼します。先ほどの教育長の答弁のつけ加えをさせていただきます。

具体的にいじめの早期発見、防止に向けて、小中学校におきましては、毎週1回アンケートをとっております。例えば、小学校の場合には「あなたは友達のこと困っていませんか」とか、「あなたの周りで困っている友達はいませんか」、中学年・高学年では「学校でいやな思いをしていますか」等のアンケートをとって、早期防止ということで対応しているところでございます。

以上、補足でございました。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 条例設置そのものは否定はしませんが、やっぱりその前の段階がきちっと捉えられておくことが大事で、いじめというのは、ある意味、本当、人権問題を大切にする学校の施策の大きな一つだというふうに位置づけちゃかんと、なかなかこの問題は解決しな

い。

よく、子供たちが直接、間接言われるのが、もうアンケートをしたら、それで誰が書いたかちゅうのが、いわゆるいじめる側にすぐわかってしまう。いじめられる側は、そういう不安です。それで、一時期はとまったが、また再発しとったというのが、本当結構あるはずですからね。今まで、教育長のほうは、今までないよという大体の答弁でしたが、やっぱりきちっと対応する必要があるのが、現在の学校教育の基本だというふうに考えておりますので、ぜひ引き続き議論をお願いしておきたいと。付託されますので、引き続き議論をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。あとは一般質問の通告がある。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 中本議員。

○議員（6番 中本 博明君） 広田議員と何ぼか重なると思いますが、教育長さんに1点だけお願いします。

いじめが起きた後じゃ遅いんで、その前につかむというか、

_____、いじめが起きる前を……

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時31分休憩

.....

午後1時31分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議員（6番 中本 博明君） _____

_____じゃから、そこのところをいじめられる前に把握して、いじめられんようにしてやるというのをひとつ考えて、難しいと思うんですが、やってみてください。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 要望ですか、これは。（「要望です」と呼ぶ者あり）要望か。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終結しましたので、議案第11号から議案第12号までの2議案を、所管の総務文教常任委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号と議案第12号の2議案を、

所管の総務文教常任委員会へ付託することに決定しました。

日程第19. 議案第13号

日程第20. 議案第14号

日程第21. 議案第15号

日程第22. 議案第16号

日程第23. 議案第17号

日程第24. 議案第18号

日程第25. 議案第19号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第13号周防大島町印鑑条例等の一部改正についてから、日程第25、議案第19号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正についてまでの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第13号から議案第19号につきましては、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第13号周防大島町印鑑条例等の一部改正についてであります。

平成24年7月9日に、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を図るため、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人登録法が廃止されたことに伴い、外国人住民についても住民基本台帳法が適用対象となりました。

この改正により、外国人登録証明書は在留カード等に変更し、外国人登録原票が閉鎖されたことに伴い、外国人も日本人と同じく、住民基本台帳に記載されることになりました。

それでは、改正の要点を御説明申し上げます。

第1条の周防大島町印鑑条例の一部改正につきましては、外国人登録に係る定めを削り、外国人住民の印鑑登録についても、住民基本台帳の記録内容に基づき行うことから、その登録する印鑑の表記等について明確化するほか、所要の改正を行っております。

あわせて、第2条、第3条及び第4条として、関連する周防大島町公共下水道設置及び管理条例、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例、周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例についても、排水設備指定工事店の指定や責任技術者の登録の申請における添付書類から、外国人登録証明書を削る改正を行っております。

なお、附則として、公布の日から施行することとしております。

次に、議案第14号周防大島町税条例の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令の一

部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が、平成27年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除いて平成28年1月1日以降に施行されることに伴い、周防大島町税条例の一部改正をするものであります。

主な改正点であります。1点目といたしまして、平成27年度税制改正において、地方税の猶予制度については、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度の創設など、国税の昨年度の改正を踏まえた所要の見直しが行われ、その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など、一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定めることができる仕組みとされたことにより改正するもので、基本的には、国税徴収法の例に準拠する内容で規定をしております。

2点目といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、いわゆるマイナンバー法が平成25年5月31日に公布され、一部を除いて平成28年1月1日に施行されることに伴い、申請書等の記載事項に個人番号または法人番号を追加する改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により順次御説明をさせていただきます。

45ページをお願いいたします。上段になりますが、条例第8条から、49ページ、下段、条例第13条までにつきましては、法律に条令委任事項が設けられたことに伴い、徴収の猶予及び換価の猶予の規定を新たに定めるものであります。

まず、45ページ上段、条例第8条、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法についてであります。徴収の猶予をする場合——その徴収の猶予をした期間の延長を含みますが、その場合における当該徴収の猶予に係る町の徴収金を分割して納付し、または、納入する方法について定めております。

46ページの中段になりますが、条例第9条、徴収猶予の申請手続等についてであります。第1項及び第2項については、地方税法第15条第1項の規定によるもの、第3項及び第4項については、地方税法第15条第2項による徴収の猶予を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について定めており、第5項では、徴収の猶予期間の延長を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について定めております。

また、第6項では、災害等による徴収の猶予をする場合で、添付書類の提出が免除される場合であっても、提出が義務づけられる書類について定め、第7項では徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る申請書または添付書類の記載に不備がある場合で、これらの書類の訂正を求め通知を受けた場合の訂正期限について定めております。

47ページ、下段になります。条例第10条第1項、徴収猶予の取り消しについてであります。これは、徴収の猶予の取り消し事由に、新たに徴収の猶予に係る町の徴収金以外に、当該町に係る町の徴収金を滞納した場合に含まれる、新たに当該町の債権に係る債務が不履行となった場合の当該債権について定めております。

47ページ、下段になります。条例第11条、職権による換価の猶予の申請等についてであります。第1項では、地方税法第15条第3項及び第5項による分割納付・納入方法を準用することを定め、第3項では、職権による換価の猶予をする場合——これは職権による換価の猶予を延長する場合を含みますが、その場合に、町の必要に応じて提供を求めることができる書類について定めております。

また、第4項では、地方税法第15条の3第1項による取り消し事由を準用することを定めております。

48ページ、中段になります。条例第12条、申請による換価の猶予の申請手続き等についてであります。第1項では、町の徴収金の納期限から換価の猶予を申請する期限について定め、第2項では、申請による換価の猶予の不許可事由に、新たに徴収の猶予に係る町の徴収金以外に、当該町に係る町の徴収金を滞納した場合に含まれる、新たに当該町の債権に係る債務が不履行となった場合の当該債権について定め、第3項では、地方税法第15条第3項及び第5項による分割納付・納入方法を準用することを定め、第4項、第5項では、申請による換価の猶予を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について定め、第6項及び第7項では、申請による換価の猶予の延長を申請する場合の申請書記載事項及び添付書類について定めております。

また、第8項では、地方税法第15条の2第8項の訂正期限を定め、第9項では、地方税法第15条の3第1項の取り消し事由を準用することを定めております。

49ページの下段になります。条例第13条第1項、担保を徴する必要がある場合についてであります。担保の徴収を不要とする基準について、猶予に係る金額、期間、その他の事情を勘案して定めております。

50ページの上段になります。条例第23条第2項町民税の納税義務者等についてであります。これは、法律改正に合わせた改正で、法人町民税における恒久的施設に係る規定を、法人事業税と同様に書きおろす形式にするものであります。

50ページの中段になります。条例第33条所得割の課税標準についてであります。これも法律改正に合わせた改正で、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算によらないものとするものであります。

50ページの下段になります。条例第36条の2、町民税の申告についてであります。これ

は規定の整備によるもので、法人番号の規定を整備するものであります。

51ページの上段になります。条例第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についてであります。これは法律改正に合わせた改正で、項ずれの整備をするものであります。

51ページの中段になります。条例第51条、町民税の減免についてであります。これはマイナンバー法の規定の整備で個人番号または法人番号等の規定の整備をするものであります。

51ページ、下段になります。条例第56条についてであります。これは独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）の一部改正に伴い、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改めるものであります。

52ページの中段になります。条例第63条の2、施行規則第15条の3第2項の規定による補正方法の申し出から、56ページの下段になりますが、条例第149条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告の特例についてであります。これはマイナンバー法の規定の整備で個人番号または法人番号等の規定の整備をするものであります。

57ページ、上段になります。附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例についてであります。これは法律改正に合わせた改正で、条ずれの措置であります。

58ページ、上段になります。附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてであります。これはマイナンバー法の規定の整備で、個人番号または法人番号等の規定の整備をするものであります。

60ページの中段になります。附則第16条2、たばこ税の税率の特例についてであります。これは法律改正に合わせた改正で、旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税の特例税率の廃止をするものであります。なお、激変緩和の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階的で税率を引き上げる経過措置を講じることとしております。

60ページの下段になります。附則第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてであります。これはマイナンバー法の規定の整備で個人番号または法人番号等の規定の整備をするものであります。

続いて、議案第15号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成25年5月31日に公布され、一部を除いて平成28年1月1日に施行されること等に伴い、周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

このたびの主な改正点であります。1点目といたしまして、町民税等の減免の申請期限につきましては、各市町村の実情に応じて規定することが明確化されたことに伴い、所要の規定の整備をしたことから、国民健康保険税においても同様の規定を定めているため、整合性を図るため

改正を行うものであります。

2点目といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、国民健康保険税の減免申請書の記載事項に個人番号を加える改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりまして御説明をさせていただきます。

64ページの上段になります。条例第25条、国民健康保険税の減免についてであります、第2項中、現行の「納期限前7日」を、「納期限まで」に改め、同項第1号中の減免申請書の記載事項を定める規定に個人番号を加える改正をするものであります。

続きまして、議案第16号周防大島町介護保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、いわゆるマイナンバー法に対応するため、周防大島町介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、66ページの新旧対照表に基づきまして御説明をいたします。

第10条は、保険料の徴収猶予を規定したものであり、第2項第1号において、徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を加えるものであります。

第11条は、保険料の減免を規定したものであり、第2項第1号において、減免を受けようとする理由を証明する書類に個人番号を加えるものであります。

なお、附則において、この条例は平成28年1月1日から施行するものとしております。

続きまして、議案第17号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。

本案は、お盆や年末年始に実家に帰省する町外居住者から、帰るたびに開閉栓手数料がかかるのでは、帰省しにくいとの要望を受け、開閉栓手数料を廃止するために、周防大島町簡易水道事業給水条例の一部を改正し、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

水道メーターの設置・撤去に見合う手数料として、平成16年10月の合併時に1件当たり1,200円で創設し、平成19年4月から1,800円、平成22年から2,000円に改正を行ったところでございます。

しかしながら、上記要望を受け、県内他市町の状況を調べたところ、本町と上関町のみが開閉栓手数料をいただいていることが判明いたしました。県内他市町との均衡を図ることと、帰りやすい周防大島町を目指すため、今回、手数料を廃止しようとするものであります。

続いて、議案第18号周防大島町林野条例の一部改正についてであります。

公益財団法人やまぐち農林振興公社が行っている分収造林事業は、国策により——これはですね戦後の大量伐採による森林の荒廃と木材の安定供給等を図るものでございますが、国、県、市

町、林業関係者が一体となって事業を推進してきたものでありまして、森林所有者による森林整備が進みにくい奥地を中心に、森林所有者と分収造林契約を締結することにより、公社が植栽及び保育を行い、その間の資金を日本政策金融公庫及び県からの借入金や補助金で賄い、伐採時の立木収入を公社と土地所有者で分収するものであります。

分収造林事業は、木材価格の長期低迷、人件費の高騰による造林経費の増大により、長期収支が悪化し、事業が完了する平成81年度までに528億円の債務超過が発生することから、このままでは事業の継続が困難なため、公社は抜本的な経営改善を行うこととしました。

経営改善計画は、公社みずからが施業方法の見直し、補助金の最大限の活用、人件費の削減等により218億円を改善し、県は、貸付金利息の債権放棄や、伐採収入の見込まれない分収林に対する償還補助の実施等により281億円を支援し、土地所有者である本町に対しても、県及び公社から、分収割合の見直しについて協力依頼がありました。

本町といたしましても、これらの状況を踏まえ慎重に検討してまいりましたが、分収造林事業を継続し、森林の公益的機能の維持、森林資源の有効活用による地域の活性化に資するため、公社の経営改善への協力はやむを得ないと判断し、第10条に定める造林者の分収割合を「10分の6以内」から、「10分の7以内」に変更しようとするものでございます。

公社の試算によると、分収割合を見直し事業継続を行った場合の本町の分収額は2,368万円となり、見直しの影響額は789万円であります。

なお、この条例は平成28年1月1日から施行しようとするものでございます。

最後に、議案第19号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正についてであります。

ちびっ子医療費助成事業基金につきましては、平成19年度に、少子化が進行する本町において、子供が育てやすい環境を整備することが最善の方策であると判断し、小学1年生から6年生までの町内の子供の医療費の無料化を図るちびっ子医療費助成制度を新たに創設し、これを活用するため再編交付金を財源に設置されたものでございます。

本議案は、本年度から既に地方創生関連事業として実施しております中学生医療費助成事業について、次年度以降、本基金を活用しようとするための条例改正であり、これまでと同様に再編交付金を財源とする予定であります。

内容につきましては、基金を充当できる事業について、第1条において「ちびっ子医療費助成事業」を、「ちびっ子医療費助成事業及び中学生医療費助成事業」と改めるものであります。

また、附則において、施行期日を公布の日から施行することとしております。

以上が議案第13号か議案第19号までの補足説明でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 1 時 57 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、中本議員の質疑の中で不適當な言葉があったので、これを削除したいと思います。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第 1 3 号周防大島町印鑑条例等の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 1 4 号周防大島町税条例の一部改正について、質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4 番 広田 清晴君） 今回の税条例改正というのは、基本的には、さっき補足説明者が言いよったんですが、非常に難しいと。一つは、いわゆる今まで地方税法の中で取り扱ったものが改めて、いわゆる町条例の中でやってくださいよという分、そしてマイナンバーの関係もありますし、そしてたばこの引き上げの関係もあります。そういう中で、たばこの引き上げ関係、いわゆる先ほど三級品ということで補足説明がありましたが、この部分について、4 年間にわたって引き上げますよということでありましたので、4 年間の部分についてどのぐらい引き上げるのかということ聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） たばこ税の引き上げについての御質問ですけれども、旧三級品という部分、これ紙巻きたばこで 6 銘柄ございますけれども、これにつきまして 4 段階で、平成 31 年の 4 月まで 4 段階で引き上げましょうということでございます。そういった中で、これ 1,000 本当たりの税率なんですけれども、現行が 5,812 円、これが来年の 4 月 1 日で 6,812 円、29 年 4 月 1 日で 7,812 円、30 年 4 月 1 日で 9,312 円、31 年 4 月 1 日には他のたばこと同様に 1 万 2,240 円というふうに、それぞれ税率が上がっていくということになっております。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4 番 広田 清晴君） 延滞金の取り扱い、考え方について聞いておきます。

かつて私は 14.9 ぐらいですかね、そのときに多過ぎるじゃないか、高過ぎるんじゃないか、実態と合わんのじゃないかという質疑をしておりました。それで現在 12% ちょっとぐらいに引き下がっておると思うんですが、これは今回といいますか、国とは関係なしに、例えば延滞金

等の税率、これを改定することが町の税当局でできるのかどうなのか。国がこうだからこうだという格好になるのかどうなのか。かなり延滞金によってますます支払い困難世帯が、いわゆる滞納がふえると。結局は過日分といいますか、税額分になかなかに行かないというような状況が発生する可能性がある。ほれじゃあ、きちっと一定程度引き下げることによって支払いしやすくなるんじゃないかという視点で聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の平成27年度の税制改正につきましては、納税環境の整備ということで、先ほどおっしゃったように、今回条例化しております猶予制度、徴収猶予あるいは換価猶予等々の見直しについては図られております。これについては、地方分権を推進する観点から、一定の事項について条例で定められるという改正はされております。ですが、今、議員さんおっしゃられた延滞金等の税率ですけれども、これについて条例化、町独自の条例化というようなことは、現在のところそういった情報は入ってきておりません。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） いわゆる分納にかかわる債権の関係で聞いちょきたいというふうに思います。

今まで分納については同額程度の担保を納めなさいというのが考え方でありましたが、今度は100万円に引き上げると、いわゆるそれ以下については担保をいわゆる示さんでええ、100万円以上については担保を示せというのが中の改正じゃなかったかというふうに思われますので、そのところをちょっと補足説明をしちよってほしいというふうに思います。税務課長でいいですよ。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 現在、現行制度で行きますと、徴収あるいは換価の猶予におきましても、担保は必要です。これ50万円以下であれば不要という規定となっております。これが改正後の条例におきましては、100万円以下の場合、または猶予期間が3カ月以内である場合は、または特別な事情がある場合は不要というふうな規定に変わっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第15号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第16号周防大島町介護保険条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第17号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第18号周防大島町林野条例の一部改正について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第19号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正について、質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私はいつも予算ベースで質疑をします。そういう中でいつも言うんですが、交付金等があってもなかっても町がきちっと、いわゆる定住促進の柱として一般財源で対応するということが大事なんだよということを常々何回も言ってきました。そういう中で、私は町長が定住促進の柱として、私は小学校、そしてまた中学校の医療費については無料化をしますよという格好で、いわゆる政策展開することが必要じゃないかというふうに思うんですが、その点で町長の考え方、聞いちょきたいと思います、改めて。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の御質問は、周防大島町のちびっ子医療費助成事業のうち、今事業基金の条例を今回改正するわけでございますが、その中に中学生の医療費の助成事業を含めるということになるわけでございますが、このことが財源がどのような財源があるなしにかかわらずきちんと一般財源でやるべきだということでございますが、当然財源の問題があるなしによってこの医療費の助成制度を創設したりやめたりということは、受ける側にとってはそのような財源の問題で制定されたり、または廃止されたりというのは大変困るということは十分よくわかります。しかしながら、財政的に厳しい状態ではなかなかこのようなことはできないと思いますが、しかしながら、まさに今、定住対策というふうなことがありましたが、私たちは子育て支援をすることによって定住対策にもつながってくるという思いから、今回、大変これまでも何度も皆さん方から中学生までという御要望もございましたが、今回先ほど申し上げました平成26年度の補正予算で1年間ほどの財源は確保しました。そして、今回28年度以降の財源のめどが立ってきたということからこのようにしたわけでございますが、今、広田議員さんのおっしゃられるように、財源があるからやる、ないからやらないということではないんじゃないかということでございます。まさに、子育て支援と、そしてそれからその子育て支援による定住対策というような大きな柱でございますので、財源との問題とだけではなくて、きちんと子育て支援、そして定住対

策につながるような施策として取り上げていかなければならないというふうに私も思っておるところでございます。できるだけ財源も一緒になって続けていけるような体制をつくっていきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第13号周防大島町印鑑条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第14号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第15号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第16号周防大島町介護保険条例の一部改正につ

いて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第17号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第18号周防大島町林野条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第19号周防大島町ちびっ子医療費助成事業基金条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第20号

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第20号分収造林契約の変更についてを議題とします。
補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第20号分収造林契約の変更について、補足説明をいたします。

議案第18号の周防大島町林野条例の一部改正の際に御説明をいたしましたとおり、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約を締結している町有林20.99ヘクタールに係る

分収割合を変更することに伴い、収益分収権及び造林木の共有持ち分の一部を同法人へ譲与することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第20号分収造林契約の変更について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第20号分収造林契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第21号

○議長（荒川 政義君） 日程第27、議案第21号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第21号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げますと、生活環境の整備の区分につきまして、久賀、大島地区、公共下水道の詳細設計の進捗に伴い、既設の水道管が支障となる箇所が判明したことにより、久賀地区、棕野地区、三蒲地区において、既設水道管の移設事業及び三蒲地区仕切弁設置事業を新たに追加しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。議案第21号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第21号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後2時27分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28. 議案第22号

日程第29. 議案第23号

日程第30. 議案第24号

○議長（荒川 政義君） 日程第28、議案第22号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定についてから、日程第30、議案第24号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第22号から、議案第24号までにつきましては、一括して補足説明をいたします。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例、施行規則第5条第1項により、選定委員会を設置することとされており、また周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、選定委員会は委員5人以内をもって組織するとされているところでございます。

まず、議案第22号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定についてであります。

選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、教育委員長、司法書士、これは書類審査の専門家であります。中小企業診断士、これは財務の専門家であります。大学准教

授、これはスポーツマネジメントの専門家でございます。スポーツ推進委員、これは利用者でございます。この5名で組織し、3回の選定委員会を経て、参考資料として添付している報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

つきましては、選定委員会において優先交渉権者に選定された三宅商事・SYスポーツ施設共同企業体を周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者に指定しようとするものでございます。

なお、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。次に、議案第23号及び議案第24号についてであります。

2施設の選定委員につきましては、選定の透明性、公正性を図る観点から、大学教授、司法書士、中小企業診断士及び行政組織から計4名で組織し、それぞれ2回の選定委員会を経て、参考資料として添付しております報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところでございます。

議案第23号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定につきましては、非公募により優先交渉権者に選定された瀬戸内海リゾート株式会社を指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間としております。

議案第24号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定につきましては、非公募により優先交渉権者に選定された一般社団法人東和ふるさとセンターを指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間としております。

以上が、議案第22号から議案24号までの補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑、議案ごとに行います。

議案第22号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 指定管理につきましては、このたびは非公募ということになっておりますが、公募で行わなかった理由を説明して。（発言する者あり）（「22号ね」と呼ぶ者あり）22号です。はい。（「非公募じゃないです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）ああ、これか。ああ、公募じゃない。

○議長（荒川 政義君） もう一度、議案をよく見てください。

○議員（11番 吉田 芳春君） ああ、間違えました。済みません。

それでは、この指定管理料は幾らか、それから前回は幾らであったかをお尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） いいですか、はい。岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 今回、まず陸上競技場と体育館ですが、まず設計段階の指定管理料の基準額ですが、1,683万5,000円が今回の設計額です。これは前回の25年に試算をしたものがありますが、それに比べて24万8,000円上がっております。原因（発言する者あり）金額ですかね。前回は1,658万7,000円で今回が1,683万5,000円、プラス24万8,000円上がっております。

この原因ですけれども、この指定管理に25、26、27とやっておりますが、まだ27の実績できておりません。したがって、収入については24年からの3年間で平均をしておりますが、これについては前回よりも29万7,000円この指定管理に移行したことによって上がってきておるといふ実績がありますが、反対に支出のほうで28年度以降の額については、人件費が上がっておること、それから今の事務機器の使用料とか放送の受信料、それから社会教育課のほうで連携施設の協議会をつくりましたので、それに対する負担金等を計上しておりますので、それらが全体で54万5,000円上がっておると。その差し引き24万8,000円が、収入は上がってきておるけれども、結果的に指定管理料、差額の支払いについてはふえておるといふことでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 公募で行ったということではありますが、公募の結果1件、1社といたしますか、1件だったというふうに解釈してよろしいですか。どうして公募で行ったのか、行って公募がどういう状況かわかりませんが、その辺のことがわかればお話ししていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 公募で応募されたのは、現在3年間、25、26、27で受託されております業者1社だけが申し出をされました。それについて1社のみの選定委員会での審査を行って、優先交渉権者として適当であるという意見をいただきましたので、今回出しております。ちょっとその後のほうがちょっと質問がよくわからなかったんですか。

○議員（11番 吉田 芳春君） 公募が少ないの、どうして少ないのかっていうのがちょっと。

○教育次長（岡野 正徳君） 公募でインターネット通じて公募したんですが、私の聞いておりますのは、説明会には2社おったんですけども、そのうち1社は書類を出されませんで、申請をされませんでしたので1社のみということになりました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際に出す場合、提出、いわゆる場合に、通常私が運営すればどのぐらいの地元の人を雇用しますとかそういう欄があったんじゃないかならうかというふうに思います。

私が、きょう実際に来てから資料を半分ぐらいしか見れてないんであれですが、それに載っちょるかどかは別にして、大体雇用はどういうふうな状況で、例えば過去については年間何人ぐらい雇用してきました、実績がありますね。そして今後3年間ですか、5年間ですか、年間当たり何人ずつ町民を雇用する予定ですというのがあるんじゃないかというふうに思われますが、その点どういうふうな解釈をしちよるんか、これが一つです。

それと指定管理料の積算根拠いいますか、実際的に過去こうだからこういう組み方、単純にこういう組み方なんか、例えば、具体的に、今回はこういう変更をしてこういう指定管理料をはじいたということなのか、報告を求めたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 今の職員の配置の状況について、きょうお配りしております参考資料の2のほうに、業者のほうから計画が上がってきたものが上がっております。過去のものにちょっと今資料がないんですが、社会教育課長が持つておれば後答弁させます。それを読ませてもらいますと、職員配置については、館長は1名、職員が2名、事務員が1名、清掃職員が2名ということで計画の中に上がっております。ヒアリングの中でも地元の職員できるだけ採用してやっていくんだというふうに説明を受けています。

それから指定管理料の積算なんですが、先ほどもちょっと言いましたが、25年から3年間実績があつて、今回の指定管理料の設計の根拠は、過去3年間の実績に基づいて設計してますので、24年については直営のときの数字を使っています。その3カ年、つまり1年は直営で、残りの25、26は指定管理に移行した後の経費を平均して、歳入についても歳出についても計上して、さらに先ほど言いましたが、賃金等の変更がありますので、変更要因についてはそれぞれ勘案して適切な数字を入れた上で、支出から収入を差し引いたものが指定管理料に当たるということで設計額を上げております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 現在の職員数について確認しましたが、先ほど言いました計画に上がっている職員数と全く同じということでございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） どういう雇用形態を取っちょるかまでは今聞きませんが、雇用形態、いわゆる会社のいわゆる職員として雇用しておるのか、実際的に正規雇用なのか、それによ

って賃金も変わりますから、私の方ではどういう、いわゆる賃金体系を取っておるかもわかりませんが、実質的に今の人数で1年間の運用ができるのかどうなのかも私は非常にわかりにくい。

例えば、この後出ます部分についてかなりの人数雇用をしちよりますから、それと比較しても先ほどの報告じゃあちょっと少な過ぎる、逆に。全く違うかわかりませんが、実際的には雇用人数はしれちよるかなというふうに思うんで、それはちょっと調べちよく必要があるんじゃないかなという提起だけはしちよきたいと思う。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 指定管理者制度っていうのはちょっとよく掘り返していただきたいと思うんですが、指定管理者制度っていうのは、この公の施設を適正に民間の運営力を入れながら適正に管理していただくということが一番の目的でございますので、何人雇用しなければならないっていうことは言っておりません。だから、町の方では従来やっておった人数で積算をして、そして過去の収入をはじいて、それからマイナス分が幾ら出るから、そこを指定管理料として提示して、そして公募をかけて応募していただくということでございますので、今、次長のほうからも話がありました、これから28年から先の館長1名、職員2名、事務職1名、清掃員2名という形で応募をされておるようでございますが、これは今までと同じ人数だということでございましたが、しかしながら、うちのほうから人数を幾らに下さいということではなくて、適正な管理をするために適切な人数を入れてくださいという形で募集をかけておりますので、人数をここにせということも申し上げておりませんが、当然ながらそういう今までと変わらない人数でやっていくという計画は出ているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 町長の建前はよく存じております。それで、実際的にはそうなんです。民間でやったら町でやるよりは安くつくんじゃないかな。その上で、安くつくんじゃないかな。当時はそうじゃったんです。指定しようがないんです。そういう中で、これ法律改正の中でできたわけですから、指定管理は。だから、そういう指定管理の国の法律をもとで、各地方自治体も取り組みなさいよっちゅう格好で取り組んできた内容だというふうに思うちよります。実際的に、町は1、おおもとして、やっぱり雇用の増は当然1人よりも2人、3人雇ってほしいねっちゅう希望は当然ある。それをいわゆる指定管理の数の中に入れるかはまた別問題です。ただ、今の状況で私一議員としたら年間雇用がそれぐらいでできるのかなっちゅう疑問があるだけで、実際的にはそこなんです。ほじゃけえ誤解をしてほしくないのは、実際的に指定管理というのは、国が法律をつくったときよりは、いわゆる一般的な契約によるレベルアップじゃないよということだけは言うちよきたい。ほいでないとちょっと行き来が詰まってきたらいけんのんで、そういうふうに提起しちよきたい。やっぱり全体を強いる管理者が町長ですから、少し

でも周防大島町の住民を雇ってくださいよっちゃうのは、重々立場上わしは捉えちよってほしいという質疑です。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、冒頭で質問されました、安く管理するという、これも当然あると思うんですが、しかしながら町が直営で管理するよりもさらに適正な管理をしていただいて、なおかつ民間型の管理のノウハウで持ってからたくさんの皆さん方に使っていただきたい、そういう意味で指定管理というのは行われておるといふふうに思っております。だから、安くなおかついい管理ができるということを目指しておるわけでございまして、その中には当然どういふ方々に管理していただくかっていうのは受けた方側のことなんです、そのことについてはこちらからもできるだけ地元の方々を雇用していただきたいということを申し上げておりますし、今この施設での雇用されている方っていうのは全て地元の方だといふふうに私は認識をいたしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 安く管理するって町長さんが言われたんですけど、24年度がそもそも基準になっておるんであって、24年度には全部これは町の職員さんが管理しちよったと思う。だから、その基準額が8,400万円が妥当かどうかは私はわからないと思つて、もし全ての指定管理料に言われると思うんですが、指定管理の基準額を決めるときに経営診断士か、そういうものに町の職員さんがつくったもの、誰かが判断するとか、チェックするとかいうことを行ったらいかがと思うんですが。これは意見だけです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、田中議員さんがおっしゃられたように、過去は当然町が直営でやっておったわけですから、町の職員がやる、または町が直接雇用された方を入れて管理運営をしとったということになります。そういうことの中で、金額で申し上げますと、管理運営、管理のほうとも一つの運営なんです、そのことについて町の職員だけではなかなかお客さんをどんどん呼んで入れるとかいうようなことについて、民間の方がもっともっと長けておるのではないかということもありました。だから、町の職員がやっておった時代の額と費用と、そしてまた新しく今度指定管理になったときの指定管理料のその比較っていうのがなかなか比較しにくいということとでございました。だから、25年、6年、7年と3年間やって、5年と6年の実績が既に出ております。7年は今現在管理中でございまして、その2年間の管理をしていただいた収支は毎年報告を受けております。その収支の中から指定管理料と、そして利用料金は指定管理者が取るわけですから、その指定管理料と利用料金を合わせたもので収入全体ができるわけで、それがど

ういう収支になっておるかっていうのを出示していただいて、それも参考にしながら今度28年からの5年間の指定管理料を積算をいたしております。

今、議員さんから提案ありました、もっと専門家を入れた指定管理料の積算をやってはどうかということでございましたので、今回はちょっと町の職員と、そしてまず皆さんが何度も何度もこれはいろいろ詰めてやってきて指定管理料のこれは適正であろうという数字を出しまして募集をかけたわけですが、これから今度のことでございますが、そのような専門家にも見ていたきながら指定管理料をきちんと積算するということについては、検討させていただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第23号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） この施設は公募で行っていたと思いますけども、このたび非公募ということ、全員協議会で何回も町長のほうから説明聞いておりますのでわかるのはわかっておるんですけども、非公募に至った理由を説明していただきたいと思っております。

それと管理料、前回と今回の管理料を幾らになりましたかお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 管理料、ちょっと後で、済みません。

今回、このながうらの件につきましては、6月11日に第1回の全員協議会を皆さんに御協議いただきました。そして、7月21日に第2回の全員協議会、そして9月4日に第3回目の全員協議会、そして9月11日に第4回目の全員協議会を開いていただきまして、そしていろいろずっと議論をさせていただきました。何で非公募になったのかっていうのは、既に第1回から第4回までの全てのこの中で議論をさせていただきました、そして9月11日の第4回で非公募でやるのであれば1年だよなということが、皆さん方との協議のこの結果が整ったというふうに私たちは思っております。そこで非公募でやらさせていただいておるということでございまして、なぜ非公募になったかという、それは第1回から第2回、第3回、第4回の議事録を十分見ていただけたら、そういう皆さん方の合意をいただきながら今回非公募にしたということでございます。私たちも非公募にするには相当理由がありまして、これは第三セクターで町も大きな資金を出資しておる団体でございますし、またずっとこれまで議論してきたように、なかなか今、会社自体の、この第三セクターの会社自体の財務内容は非常にもう厳しいものでございます。そうした中で、早くきちんとした会社に立ち直ってほしいということでこのような体制を取らせてい

ただいておるわけですが、しかしながら議会のほうからの議論の中で非公募でやるのであれば1年で、そしてその間にどのぐらいの財務改善ができるのかということを見、そしてその次のことを考えようではないかというようなお話をいただきました結果、こういうことになったわけですので、今回のこの非公募の件につきましては、もう6月からのずっと議論でございますので、今ここでは申し上げませんが、そのように皆さん方にも十分理解をいただいておりますというふうに思っておりますのでございます。

指定管理料のことにつきましては、前回よりも大分大きく膨らんでおります。そのことについては、部長のほうからきちんと説明させます。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 吉田議員さんからの質問で、グリーンステイながうら等の指定管理料の前回と今回の金額の質問というふうに思っております。

前回は22年度に選定をしたところでございます。から、指定期間は平成23年から27年の5カ年の期間でございました。町が提示した指定管理料につきましては、1年間1,400万円の5年間で7,000万円の指定管理料となっております。その結果、前回公募でしたのでその指定管理者となった瀬戸内海リゾートの提示した額は、5,072万6,000円の5年間で5,072万6,000円の提示額でございました。今回は1年間ということでございます。今回は、一応議案書のとおりでございますが、1年間で1,915万円の1年間指定管理料を提示しておりますのでございます。この内訳につきましては、積算の話になりますが、産業建設部の商工観光課、過去5年の事業年度報告に基づきまして、それを平均したもの等で計算したものが収支差額、1年で1,135万7,260円というのが細い数字でございますが、これが出たところでございます、それにこの来年度からは指定管理者に水道料金等の上乗せ分ができます。これが26年度の水道料、これ実績でございます。779万7,824円という数字で、今の先ほど1,100万円を足したものが1,915万5,000円でございます、端数処理した上で最終決定額1,915万円ということで積算をしたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので……。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 先ほどから何で非公募にしたのかという話については、町側も早期に赤字分の処理をしたいというのが第一義的であって、それで実際的にはいわゆる1年でどうでしょうか。いわゆる赤字分のいわゆる返済処理をするためには1年でどうじゃろうかという議会側の意見があって、そういう格好の中で今回ちょっと複雑な、いわゆる非公募での1年間とい

うことになったというふうな認識になっちょりますが、そんとき出たんが、実際ほれじゃあ三セクで運営して、きちっと1年間でいわゆる精算できるんか。過去の処理ができるんか。これが議会側の言い分でした。町長の言い分じゃないよ。1年間で行けるように努力する、これが今回の議案の流れいうふうに私は見ておりますが、ひと月に係るのがいわゆる会計の赤字、私たちは1億5,000万円と4,000万円ぐらい、長期債務と実際的な赤字があるというふうに見ておりますが、こっちのきょう出された資料を見ると、負債が4,000万円ぐらいつちゅう格好で書かれておりますが、どの部分を取っとるのか。これ私も見間違えたらいけないので、もう一回資本金が1億2,500万円、それで雇用が、職員数が20人、決算数字があって、ほれでその前にいわゆる評価があります。委員会における主な評価、意見ということで、当団体は前期1,096万4,000円の純利益を出し財政面の改善が見られたが、依然4,513万8,000円の債務超過いうくだりがあります。これは過去の負債が大きくなっており、資金調達面での不安は残っていると。しかし、利用促進のため積極的なPR活動いう流れになっておりますが、議会に示した債務とここの債務の整合性はというふうに見ちよるんですかということをお願いしたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほど言いましたように、6月11日の第1回目から9月11日まで第4回目までずっと過去の決算書をもとにずっとやらさせていただきました。そしてここに今付属資料が出ておりますように、実は平成27年の9月期、前期分で純利益が出ておるということでございました。その1,000万円の純利益が出ておるっていうのは非常に大きなものでございまして、ただ、これ前期だけですからまだ税金も払ってませんし、だから前期でございまして、今現在では4,500万円ということになっておりますが、皆さん方に御説明をしておいた段階では、5,300万円ぐらいの債務超過でございました。だから、好転しつつあるということは、少しずつ、今出ておるわけですが、先ほど部長が説明しましたように、前回のように公募であれば当然指定管理料をずっと安くしないとよそとの競争に勝てないということからして、そのように安く設定をして指定管理者になろうという努力をしておいたわけですが、それでは、この第三セクターがいつまでたっても財務改善ができないということから、私たちは今回はぜひとも非公募で複数年でお願いをしたいというふうな気持ちでおったんですが、議会との協議の中で非公募であればやはり1年だというような協議になりましたので、今回は1年にさせていただきましたが、だから、実際には昨年の決算で言えばまだ五千数百万円ぐらいの債務超過であったわけでございます。

そして、この1年間でできるのかということですが、これもずっと4回の全員協議会でずっと説明してきたと思いますが、1年ではとつてもできるものではないというふうに思っ

おります。そしてそのやり方も、単純に収益を出してこの債務超過が消えるというのはなかなか難しいと思います。そこで減資の問題とか、またはその後のいろいろな手立てということも今、税理士と相談しておるわけですが、きちんとした結論が出とるわけじゃございません。

しかしながら、先ほどからあるように、新しい今度指定管理料でもって、本体の収益がどんどん上がっていくというのが一番大きなこの財務改善の大きな柱にならなければならないというふうに思っておるわけですが、それに合わせて減資をすとか、またはほかの手立てをすということ、1年ではなかなか難しいと思いますが、複数年かけてきちんとした財務超過がないような第三セクターにしなければならないというふうに思っておるわけですが、ですから、今回は非公募でありますので町が設定した指定管理料がそのまま指定管理料になるわけですが、できるだけこの第三セクターが少しでも収益を上げていただいて、早く債務超過から脱却するようにするためにもこの非公募をお願いをしたいということを申し上げておるわけですが。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 23号の参考資料1の中の報告書の中の委員会における主な評価、意見ということで、ここに依然4,513万8,000円という数字のことですが、これ26期と27期のその辺の差が若干出てきているというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議会の側も深刻に受けとめて、かなり議論してきましたよね。実際的に、いわゆる赤字の太い部分は、平成2年当時から始まるバブルの好機といいますか、そういうときの精算がまだ済んでないということによる実際的な状況なんですよ。そして私の方は三セクではなかなか責任体系が曖昧になるから、これどうにかせんにやいけんよっちゅう立場で私は言うてきたつもりです。それで、実際的に町長がほいじゃあどうするかちゅうていうたら、今格好よく言えば、できるだけ黒字が出して、企業体としての黒字が出して、それを見ながら、いわゆる過去の1億5,000万円になりますか、1億4,000万円になりますか、それも整理していくと。それで整理の方法として、例えば株で、株といいますか、資本金を食うていってそれを10分の8とか10分の9とかにしてそれで精算すると。一つの方法として、嫌がるかもわかりませんが、そういう言い方で詰めてきたわけですよ、議会と。（発言する者あり）いわゆる債務の部分よ。あと、ほいじゃあ聞きますから。実際的にそういう形の中でどうにか過去の債権、いわゆる1億5,000万円ぐらいだったらどうにか、1億2,000万円でしたかね、10分の1したら返せるからということの言い方で協議は整いつつあったというのが現実じゃないかというふうに思うんです。協議整ったとは言いませんから。ほれでそこにメスを入れることが大事なんじゃないかちゅうんが私の意見でもあるし、議会の意見なんですよ。そこんところをきつさりしめ

た上で今回の提案に至ってほしかったちゅうんが中身ですから、じゃけえ、1億2,000万円が三セク経営形態でどう処理するんか。これやっぱりきちっと報告しちよった方が、それは流れとしては非公募で行くわけですから、これはきちっとしちよった方がええんじゃないかと。過去のことを振り返るなちゅうわけにもいかんよと、答弁の、いうことで質疑をしようということとであります。じゃけえ、町長が。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時09分休憩

午後3時13分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第24号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 管理料ですね。前回と今回と、管理料、先ほどから何回も聞いて申しわけないんですが、もうこの提案理由の中で管理料は入れていただくと、皆さん関心度が高いと思うので、幾らで管理やられるんだろろうということは関心がありますので、その辺のどこまた検討していただきたいと思ひますし、それから管理期間が3年とか5年とかありますけれども、これは3年でありますけれども、指定管理業者も3年ったら短か過ぎるんじゃないかなと思ひし、落ち着いて仕事ができないというようなこともいろいろ、それは私の推測ですけども、そういうようなことで、管理期間をある程度一律に統一できるものなら統一できたらいいかなと思ひますけど、その辺も踏まえて御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） まず指定管理料、前回と今回の比較でございます。

前回は1年で500万円で1,500万円、3年間で1,500万円でございます。26年から消費税が8%になった分はちょっと今考慮してませんが、当初そういうふうな指定管理料でございます。

今回でございますが、今回は1年で700万円、3年間で2,100万円の指定管理料を提示しております。今回700万円のおりが指定管理者からの提示でございます。

さっきの3年があったり5年があったり、今回ながうらは1年ですけど、いろいろな施設によって違いますし、温泉施設なんか、先ほど町長からも話があったような原油の価格で非常に5年、

長期になりますとリスクが高くなります。それも含めると3年がいいという施設もありましょ
うし、そういう物価に左右されない施設は5年のほうが安定的な経営ができるという面もありま
す。各施設によってそれぞれ考えながら期間について検討していったところでございます。

以上です。

そして、議案の中に指定管理料は議決項目でございませんで出してません。ただし、参考資
料の議案第24号、参考資料1と2がついております。2号のほうを見ていただくと1ページ目
に下の方に指定管理料の記載がしてありますので、御高覧いただければと思います。

以上です。

つけ加えまして、債務負担行為のほうにも指定管理料の分が出てますので、それもひとつ参考
になろうかと思えます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） この管理選定委員さんの評価と意見が出ておりますが、契約をす
るときにはぜひこれを代表者に伝えて契約をしてもらいたいと思います。接客業の基本がちよっ
と薄れちよるような感じがします。

○議長（荒川 政義君） 御希望。はい。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。（「声が大きいほうだけ
見んさんなよ」と呼ぶ者あり）広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 声の大きいほうだけ見るけ、困ったもんじゃ。

実際、今回3年間200万円ずつ上がっておりますが、指定管理料、さっきは一つは要因とし
て、いわゆる燃料代の高騰いうて言われましたが、実際的にはそういうことなのか。例えば水道
代が値上がる恐れがあるとかいろいろ要因は今から出てくると思いますが、実際的に年間
200万円引き上げたのはどういう要件からかということだけは聞いておきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 報告書のとおり、意見に載ってますマンネリ化、使用料が減っ
てきたのが主な要因というふうに担当課は考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。

議案第22号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第22号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号、討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 賛成するに当たって、実際的に意見を述べちょきたいというふうに思います。

実際的に過去の累積債務をどう精算するんかというのは、そのときの町長だけじゃあなくてずっと引き継いできた内容です。ほいで、実際的に私は一日も早く処理することが、その地域で働く皆さん方のやる気を落とす。働いても、働いても実際的には赤字がぶら下がってくる。これじゃあ職員の皆さん方も、そこで働く皆さんですね、それもなかなかやる気が起きないという課題があります。やっぱりそのこの課題をどう押さえていくのか。やっぱり町長を中心にこれはかけられておるんです。そこで曖昧な処理をしない、この1年間曖昧な過去の累積債務をしないちゅうやっぱりきちとした方針のもとで最大限知恵を出すこと、これが非常に大事な課題だということもわかっていてもあえて指摘しておきたいというふうに思います。過去、いろんな市町で三セクがありますが、三セクの非常な弱点は、責任体制がなかなか曖昧で取れなかったというのがもう明らかなんです。そこにメスを入れて三セク問題を解決していく、これが非常に大切だということも明らかにして、賛成の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論がないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第23号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第24号、討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的には、答弁を含めて考えていただきたいという立場で反対しちょきたいというふうに思います。といいますのが、町の執行部がマンネリ化という答弁が出るようなことじゃいかんわけです、町長。実際的に、例えばいろんな指定管理がありますが、私の聞き間違いじゃたらいいんですけど、実際的に。マンネリ化、そしてまた本当にまたいいの

かなということは、疑念が残るわけです。かつてほかの施設もマンネリ化という言葉が出ました。ほれで実際的に今回もマンネリ化、それでいいのかねということなんです。単純な考え方で反対しちよきたいというふうに思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第24号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は12月17日木曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時24分散会
